

マイナンバー

社会保障・税番号制度



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

概要資料

平成29年7月版

内閣官房 番号制度推進室

内閣府 大臣官房 番号制度担当室

目次

1. マイナンバー制度の概要	2
2. 安全対策（セキュリティ）	13
3. マイナンバーカード（個人番号カード） ...	21
4. マイナポータル	41
5. 法人番号	50
6. 参考資料	54

1. マイナンバー制度の概要



マイナンバー制度は、

行政を効率化し、国民の利便性を高め、

公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

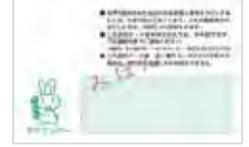
マイナンバー制度の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。いわゆる「マイナンバー法」)

< 趣旨 > 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤

番号利用の仕組み

- 1 日本国内の全住民に12桁のマイナンバー(個人番号)を通知。
- 2 マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務(個人番号**利用事務**)の手続において利用される。
また、利用事務に関して必要な限度で利用される事務(個人番号**関係事務**)においても取り扱われる。
行政事務の効率化、行政機関等の相互連携による手続の簡素化を予定。
- 3 マイナンバーは、本人確認(番号確認と身元確認)と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがある。また、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管は禁じられている。
- 4 法人には13桁の法人番号が通知。個人番号と異なり、誰でも自由に利用可能。



マイナンバーカード(個人番号カード)

- ・ マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りカード。
- ・ マイナンバーの確認と身元(実存)の確認を同時に行うことが可能。
- ・ 電子的に個人を認証する機能(ICチップ)を搭載しており、これを様々な用途に利用することが可能。



マイナポータル

- ・ マイナンバーに関係する行政機関間での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト。
- ・ 自宅のパソコン等から各種お知らせの受信、官民の各種手続きなどのサービスも提供予定。

マイナンバーの利用シーン

ライフイベント別 マイナンバーの利用シーン

こんな時、
こんな場所で
使うんだよ！



学生



奨学金の申請時に
貸与元の機関へ



アルバイトを
始める時にバイト先へ

退職後
など



福祉や介護の
手続で市区町村へ



資産運用の手続で
銀行や証券会社へ

就職



源泉徴収票の作成や
雇用保険などの手続で勤務先へ



税の確定申告などの
時に税務署へ

他にもいろいろ！
こんな時にもマイナンバー

一生使う
ものだから、
大切にね！



結婚
子育て



児童手当や出産育児一時金などの
申請時に市区町村や健康保険組合へ



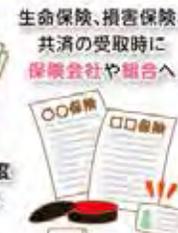
パートを始める時に
パート先へ



雇用保険の
失業等給付の手続で
ハローワークへ



災害時の支援制度
を利用する時に
市区町村へ



生命保険、損害保険、
共済の受取時に
保険会社や組合へ



国外送金や国外から
受金する時に
銀行や郵便局へ



年金給付の手続に
日本年金機構へ

個人番号の利用範囲

(個人番号利用事務(法別表第一(第9条関係))

社会 保障 分野	年金分野	<p><u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u></p> <p>国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等</p>
	労働分野	<p><u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u></p> <p>雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等</p>
	福祉・医療・その他分野	<p><u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u></p> <p>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等</p>
税分野	<p><u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u></p>	
災害対策分野	<p><u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u></p> <p><u>被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u></p>	



等

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって**地方公共団体が条例で定める事務**に利用。

マイナンバーの提供を求められる主なケース

法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。

マイナンバーを提供する際は、個人番号カード等の本人確認書類をご用意ください。なお、下記の提供を求める者から電話をかけてマイナンバーの提供を求めることはありません。

民間事業者がマイナンバーを目的外で利用したり、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。

マイナンバー制度の導入後も、行政機関が把握できる個人情報の種類は今までどおり法令に基づくものに限られており、行政機関が何でも把握できるようになるものではありません。

提供を求める者 (代理人又は委託を受けた者も含む)	提供する必要のある者
勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ・給与、退職金などを受け取る方 ・厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方 ・国民年金の第三号被保険者(従業員の配偶者) など
契約先 (契約先企業、講演等の主催企業 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬、料金、契約金を受け取る方 など (例: 士業、外交員、集金人、保険代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬、原稿料、講演料、画料 など)
不動産業者等 (不動産仲介料、不動産使用料(家賃)を支払う法人)	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料(家賃)を受け取られる方
金融機関等 (銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方 (平成30年1月から、預貯金口座への付番を開始予定。ただし、番号の提供は任意。) (既存口座で行う証券取引については、平成28年以降3年間の猶予あり。) ・非課税適用の預貯金・財形貯蓄をされている方 ・国外送金又は国外からの送金の受領をされる方 ・生命保険契約・損害保険契約(支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約・満期返戻金特約等)、又は共済契約をされている方 ・先物取引(FX取引等)をされている方 ・信託会社に信託されている方 ・1回200万円超の金の地金を売却される方 ・非上場株の配当を受け取る株主 など
税務署、日本年金機構、ハローワーク、労働基準監督署、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方 (例: 生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、平成28年分以降の税の確定申告等)

地方公共団体でマイナンバーを求められる主な手続き

暮らし		介護・福祉	
住民票 戸籍	個人番号の提供は求められませんが、以下の手続きに伴い、記載事項の変更等が必要となりますので、通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。 転入・転居・国外転出などの異動 戸籍届出の氏名などの変更	介護保険	介護認定・更新・区分変更の申請、被保険者証等の再交付の申請、負担割合証の再交付の申請 負担限度額認定の申請、負担限度額認定証の再交付の申請、高額介護サービス費の支給申請、特定福祉用具購入費の支給申請、住宅改修費の支給申請
市営住宅	市営住宅への入居申請 市営住宅入居者による収入申告	福祉	身体障害者手帳の申請 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請 障害者総合支援法に基づく補装具費に関する申請 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関する申請 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの申請 精神障害者保健福祉手帳に関する申請 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請 障害児通所支援（就学前・就学後児童）の給付申請 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求 生活保護の申請
税金		保険・医療	
市民税	市・県民税申告書の提出 給与支払報告書の提出 公的年金等支払報告書の提出 注：平成28年分以降の所得に係る申告書から適用	国民健康保険	加入・脱退 修学や施設入所のための市外転出 被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請 第三者行為による被害の届出 被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書の再交付申請 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付・再交付を申請 一部負担金の免除等申請 基準収入額適用申請
軽自動車税	軽自動車税減免申請書の提出	後期高齢者医療	加入（75歳到達の人を除く）・撤回 被保険者証の再交付申請 特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付申請 高額療養費や補装具等の療養費の支給申請
固定資産税	相続人代表者指定届の提出 償却資産申告書の提出 固定資産税減免申請書の提出		
子育て			
給付や届出	児童手当の新規認定請求 児童扶養手当の新規認定請求 特別児童扶養手当の申請		
	幼稚園・認定こども園・保育所・小規模保育への入所申し込み		
	未熟児養育医療の給付申請		
	小・中学校就学奨励制度の医療券交付申請 母子健康手帳の交付申請（妊娠届出）		

上記の手続き以外にも個人番号が必要になる場合があります。

手続きによって個人番号の記入・提示が必要になる時期は違います。詳しくは、各地方公共団体の担当部署までお問い合わせください。

情報提供ネットワークシステムにより共有される主な情報と利用

マイナンバー法又は地方公共団体の条例若しくは個人情報保護委員会規則に基づき、情報提供ネットワークシステムを利用できる 情報照会者、 利用事務、 情報提供者、 共有する特定個人情報を限定列挙。

別表第二(第19条関係)

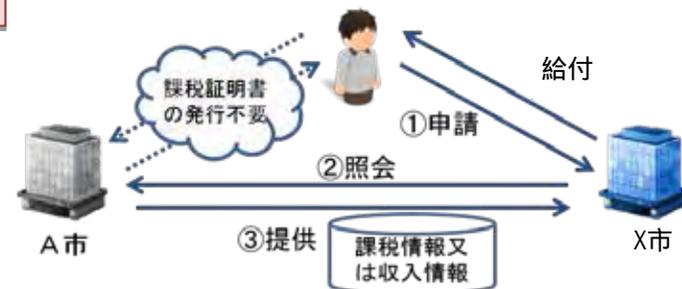
地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。

住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に!

児童手当法による児童手当の支給に関する事務
介護保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】児童手当の申請



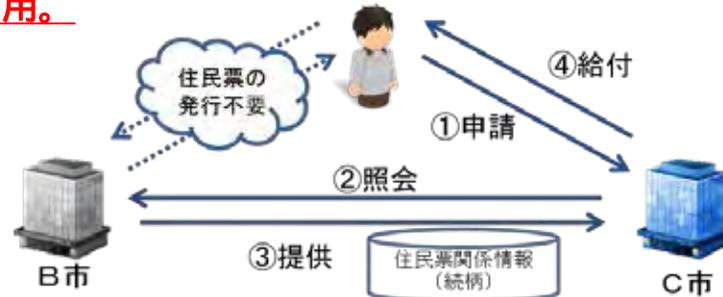
住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。

住民が申請する際、住民票の写しが不要に!

児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】児童扶養手当の申請



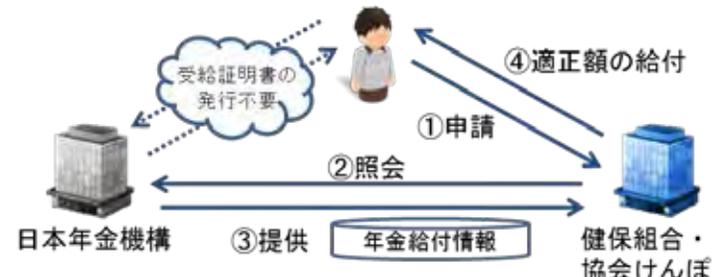
他の社会保障給付に関する情報

社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。

住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に!

健康保険法による保険給付の支給に関する事務
労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】傷病手当金の申請



マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

平成27年9月の
法改正によるもの

マイナンバー法の
改正が必要なもの

2015年
(H27年) (10月)

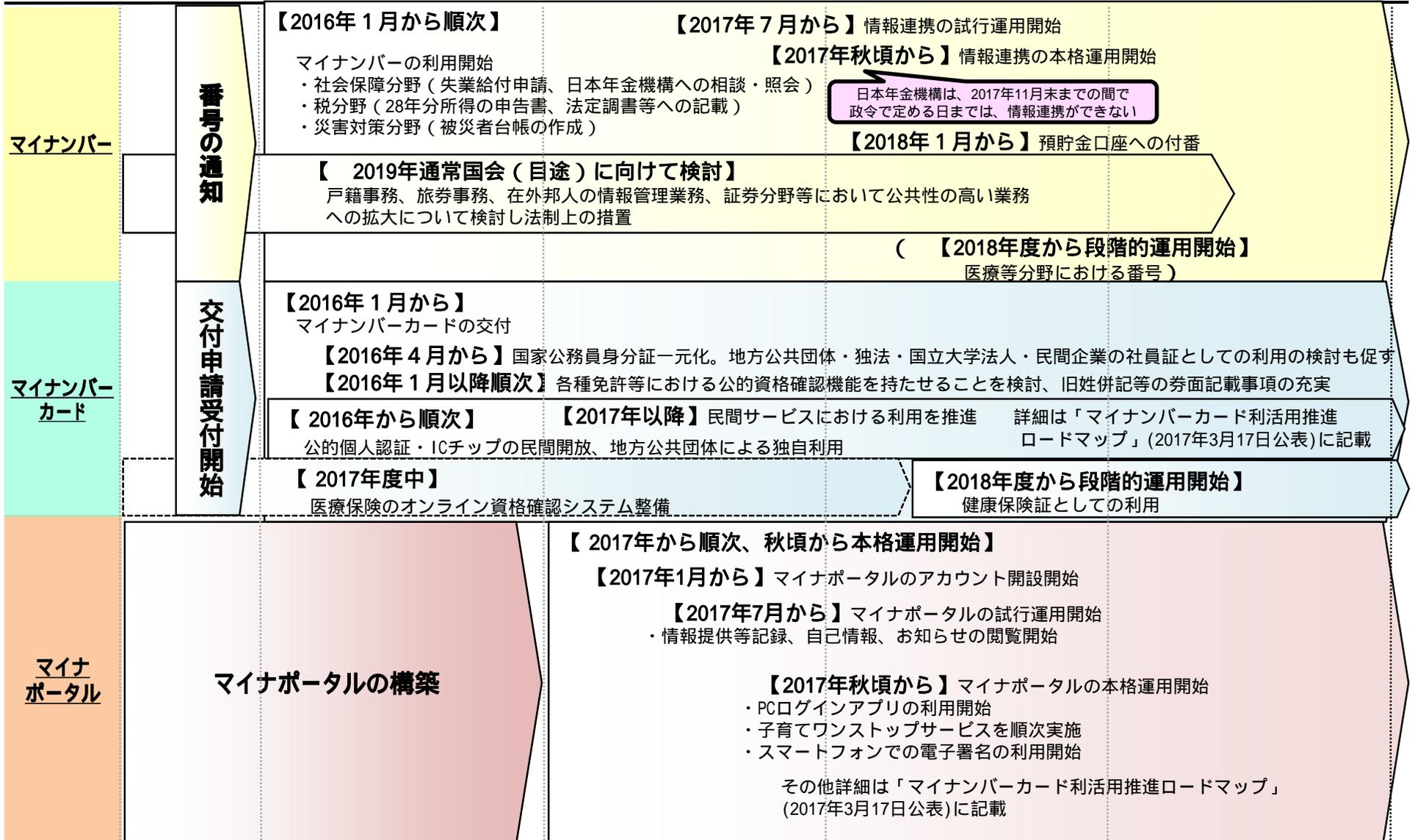
2016年
(H28年)

2017年
(H29年)

2018年
(H30年)

2019年
(H31年)

2020年
(H32年)



マイナンバーカード利活用推進ロードマップ

項目	平成28年	平成29年	平成30年以降	
マイナンバー制度の動き	<p>【平成27年10月～】 マイナンバーの通知</p> <p>【平成28年1月から順次】 マイナンバーの利用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障分野（子育て、介護保険、医療保険、雇用保険） ・ 税分野（28年分所得の申告書、法定調書等への記載） ・ 災害対策分野（被災者台帳の作成） <p>【平成31年通常国会（目途）に向けて検討】 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置</p> <p>【平成28年1月～】 マイナンバーカードの交付</p>	<p>【平成29年1月】 日本年金機構への相談・照会におけるマイナンバーの利用開始</p> <p>【平成29年秋頃～】 情報連携の本格運用開始（7月から試行運用開始） 日本年金機構は、平成29年11月末までの間で政令で定める日までは、情報連携ができない</p> <p>【平成29年秋頃～】 マイナンバーの本格運用開始（7月から試行運用開始） 順次、利用環境の整備を進める</p>	<p>【平成30年1月から】 預貯金口座への付番</p>	
身分証等としての利用	公務員等や民間企業の職員証・社員証	<p>国家公務員等でも利用開始（平成28年4月）</p> <p>民間企業の社員証や自治体での職員証としての導入を促す経済団体及び自治体向け通知を发出（平成28年11月）</p>	国、地方公共団体、独法、国立大学法人等での導入を促進	
	本人確認手段として活用 （金融機関での口座開設、電話契約、古物品販売、酒・たばこ販売など）	<p>電話加入契約（携帯電話、固定）の本人確認書類として利用可能な旨の周知を図る電気通信事業者関係団体向け通知を发出（平成27年11月）</p> <p>本人確認手段としてマイナンバーカードの活用を促す経済団体向け通知を发出（平成28年11月）</p>	引き続き活用を促進	
	マイナンバーカード等への旧姓併記など券面記載事項の充実		住民基本台帳法施行令等の改正作業	平成30年度以降速やかに施行
	カードの多機能化の推進（行政サービスにおける利用） （印鑑登録証、公共施設利用カード、自治体ポイントカードなど）	一部の地方公共団体で開始（図書館カード等として利用） マイキープラットフォームによる地域活性化施策の策定	引き続き各自治体における利用を促進	マイキープラットフォームを使った実証（平成29年8月頃～平成30年3月） 公立図書館（1,350自治体）、地域産物等購入への地域経済応援ポイント活用等を実施
	住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付	270自治体（対象人口5,341万人） 【H28.10.1時点】	未参加自治体の導入推進	対象人口1億人超を目標 【H31年度末時点】
	海外における継続利用		法制度の検討（公的個人認証法）	海外転出後の公的個人認証機能の継続利用の実現（平成31年度中）
	電子委任状を活用した電子調達		法制度の検討（電子委任状法）	マイナンバーカード及び電子委任状に対応した政府電子調達システムの基盤整備・利用促進
	公的個人認証サービス等の民間開放	公的個人認証サービスを活用する民間事業者の認定開始（平成28年2月）	公的個人認証サービス及びICチップ空き領域へのアプリ搭載による民間活用を引き続き促進	
	インターネットバンキングへの認証手段		群馬銀行の協力の下、ログイン・口座残高照会への活用実証（平成29年5月頃～）	JPKIを活用した認証の仕組みの実用化を図る
	電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化促進		法制度の検討（電子委任状法） 群馬県前橋市、長妻黒野産市、香川県高松市の協力の下、雇用証明書をを用いた実証実験（平成29年5月頃～）	自治体などにおける実用化を図る
医療・健康情報へのアクセス認証手段	群馬県前橋市など12自治体で母子保健データへの本人のアクセス・認証手段として実用化（テスト運用含む）	患者など本人の認証に関する群馬県前橋市での取組成果も踏まえ、医師が医療データにアクセスする際の患者本人の同意取得の手段として活用する実証（平成29年春頃～）	地域における実用化を図る	
イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止		チケットの適正転売のためのシステム実証（平成29年5月頃～）	関係事業者による実用化を図る	
東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理・ボランティア管理との連携		チケットの適正転売のためのシステム実証（平成29年5月頃～） IoTおもてなしクラウドで技術実証（平成29年10月頃～）	組織委員会との連携に係る検討状況及び上記実用化の状況を踏まえ、競技会場における実証の検討を進め、導入を目指す	
カジノ入場規制		チケットの適正転売のためのシステム実証（平成29年5月頃～） IoTおもてなしクラウドで技術実証（平成29年10月頃～）		
官民の認証連携推進 （マイナンバーカードと連携したIDの認定制度等）		IR法の附帯決議を踏まえ、内閣官房で検討される入場規制の内容に応じカードの活用方法を検討	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）	
医師資格（HPKI）との連携		検討体制を組成して検討（平成29年7月を目途に取りまとめ）	法制度の検討	
カードの多機能化の推進（民間サービスにおける利用） （診察券、クレジットカードなど）		群馬県前橋市におけるHPKIとJPKIの利用拡大に関する日本医師会と（一社）ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構との検討状況も踏まえ、HPKIカード（電子医師資格証）との連携の実証（平成29年5月頃～）	地域における実用化を図る	
医療保険のオンライン資格確認の導入		群馬県前橋市などの医療関係者の協力の下、共通診察券として利用するための実証（平成29年5月頃～）	民間事業者等との検討結果を踏まえ、地域や各業界での実用化を図る	
		厚生労働省においてシステム開発	段階的運用の開始（平成30年度） 本格運用の開始（平成32年）	

マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大

行政サービスにおける利用

民間サービスにおける利用

マイナンバーカード利活用推進ロードマップ

項目	平成28年	平成29年	平成30年以降	
マイナーポータル の 利 便 性 向 上	マイナーポータルの利用環境整備 官民のオンラインサービスとの連携	システム開発・テスト マイナーポータルアカウントの開設開始（平成29年1月～） e-Taxとの認証連携開始（平成29年1月～） 市町村にアクセス端末配置（平成29年～7月中） 情報提供等記録、自己情報、お知らせの閲覧（平成29年7月～） マイナーポータル利用環境改善 ○平成29年7月～スマホQRコード認証アプリ利用開始等 平成29年秋頃～PCログインアプリ利用開始等/スマホ電子署名利用開始等 ○平成30年4月頃～スマホ専用画面の利用開始等	ねんきんネットや金融機関の顧客サイトなど 官民のオンラインサービスとの認証連携を拡大	
	子育てワンストップサービス	子育てワンストップ検討タスクフォースにて子育てワンストップサービスの対象手続等について検討・取りまとめ（平成28年9月）	全市区町村での開始を促すアクションプログラム取りまとめ・地方公共団体へ実施作業に係るガイドライン提示（平成28年12月）・準備作業 【平成29年7月～】 子育て関連手続でのサービス検索・閲覧の開始 順次、オンラインでの申請・届出、面談予約、検診や予防接種等のお知らせを実施 自治体の電子的な公金決済サービスと連動し公金決済サービスを実施	保育所等の入所申請等【平成29年10月～】 児童手当現況届【平成30年6月～】事前送信、面談予約【平成30年7月～】 児童扶養手当現況届の
	公金決済サービス	システム開発・テスト	地方税や社会保険料のペーパーレスオンライン納付の実現	
	引越や死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス	実現に向けた方策の検討・取りまとめ（平成29年度）	民間とも連携し、可能なものから順次サービス開始	
	医療費通知を活用した医療費控除の簡素化	システム開発	実施可能な保険者等から段階的に実施（平成30年1月～）	
	ふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化	【平成29年度～】 法制度の検討（地方税法） システムの整備	【平成31年1月～】 できる限り速やかにサービス開始	
国民年金保険料の免除該当者等に対する情報提供の強化	【平成29年度以降】 日本年金機構における情報連携の予定が未定のため実施時期は未定			
アクセス手段 の 多 様 化	スマートフォンでの読み取り	平成28年11月以降、対応スマートフォン順次発売（ドコモ・au・ソフトバンク） 対応製品の拡大や対応サービス（アプリ）の導入を推進		
	スマートフォンのSIMカード等への搭載	技術実証（イベント入場において実証実験 法制度の検討（公的個人認証法）（平成29年3月））	SIMカード等へのダウンロードサービスの実用化を図る（平成31年中）	
	CATVからのアクセス	富山県南砺市でマイナンバーカードを活用した母子健康手帳・お薬手帳サービスを実用化（平成28年4月） 岩手県葛巻町及び高知県南国市において、マイナンバーカードを活用した見守りサービスや電子お薬手帳サービスの実用化を目指す（平成29年度中目途） 岩手県葛巻町や富山県南砺市、高知県南国市での取組状況も踏まえ、ケーブルテレビ経由でマイナンバーカード読み取りを可能とする新たな技術実証（平成29年5月頃～）	スマートフォン等を活用したマイナンバーカード対応STBについて、一部事業者において導入着手（平成30年12月目途）	
	デジタルテレビからのアクセス	推進組織（（一社）スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及高度化機構）設立（平成27年9月） 対応スマートテレビによる避難誘導の実証（平成28年3月～）	北海道西興部村、徳島県美波町での対応機器を使った実証結果も踏まえ、実用化に向けて検討	

2. 安全対策（セキュリティ）



マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が外部に**漏えい**するのではないかといった懸念。
- 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）（マイナンバー法第16条）
マイナンバー法（ ）の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（マイナンバー法第20条、第29条）
個人情報保護委員会による監視・監督（マイナンバー法第33条～第35条）
特定個人情報保護評価（マイナンバー法第27条、第28条）
罰則の強化（マイナンバー法第48条～第57条）
マイナポータルによる情報提供等記録の確認（マイナンバー法附則第6条第3項）

システム面における保護措置

個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
通信の暗号化を実施



事業者が従業員などからマイナンバーを取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示（ ）する必要があります。
（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

マイナンバーを取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載されたマイナンバーを取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・本人確認では、正しい番号であることの確認（番号確認）と 手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。



マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。



個人番号の確認

身元(実在)の確認



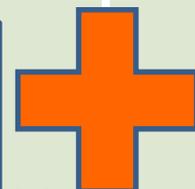
マイナンバーカード



通知
カード

or

住民票
(番号付き)



運転
免許証

or

パス
ポート

等

等

上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で
作成したファイルの確認



等

上記が困難な場合は、健康保険の
被保険者証と年金手帳などの2以上
の書類の提示

雇用関係にあるなど、人違いでない
ことが明らかと個人番号利用事務実
施者が認めるときは、身元(実存)確
認書類は要しない

等

個人情報保護委員会

個人情報保護法及び関係政令に基づき、特定個人情報保護委員会を改組し、2016（平成28）年1月1日設置

任務

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

組織

委員長1名・委員8名（合計9名）の合議制

委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）

【マイナンバー法(*1)関係】

マイナンバー法は、内閣府が所管

地方公共団体等
事業者
個人

指針

評価書

監視・監督

苦情

あっせん等

個人情報保護委員会

個人情報保護の基本方針の策定・推進
広報啓発
国際協力
その他（国会報告・調査等）

特定個人情報
保護評価

監視・監督等

苦情あっせん

【個人情報保護法(*2)関係】

個人情報保護法は、個人情報保護委員会が所管

認定・監督等(*3)

監督(*3)

苦情等(*3)

あっせん等(*3)

認定個人情報
保護団体

事業者

個人

監視・監督(*5)

【行政機関個人情報保護法等(*4)関係】

非識別加工情報（個人情報保護法における匿名加工情報に相当するもの）関連のみ

行政機関

独立行政
法人

(*1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(*2) 個人情報の保護に関する法律

(*3) これらの事務は改正個人情報保護法の全面施行の日（公布から2年以内）から開始。

(*4) 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」

(*5) この事務は改正行政機関個人情報保護法、改正独立行政法人個人情報保護法の全面施行日（公布から1年6月以内）から開始。

マイナンバー制度における罰則の強化

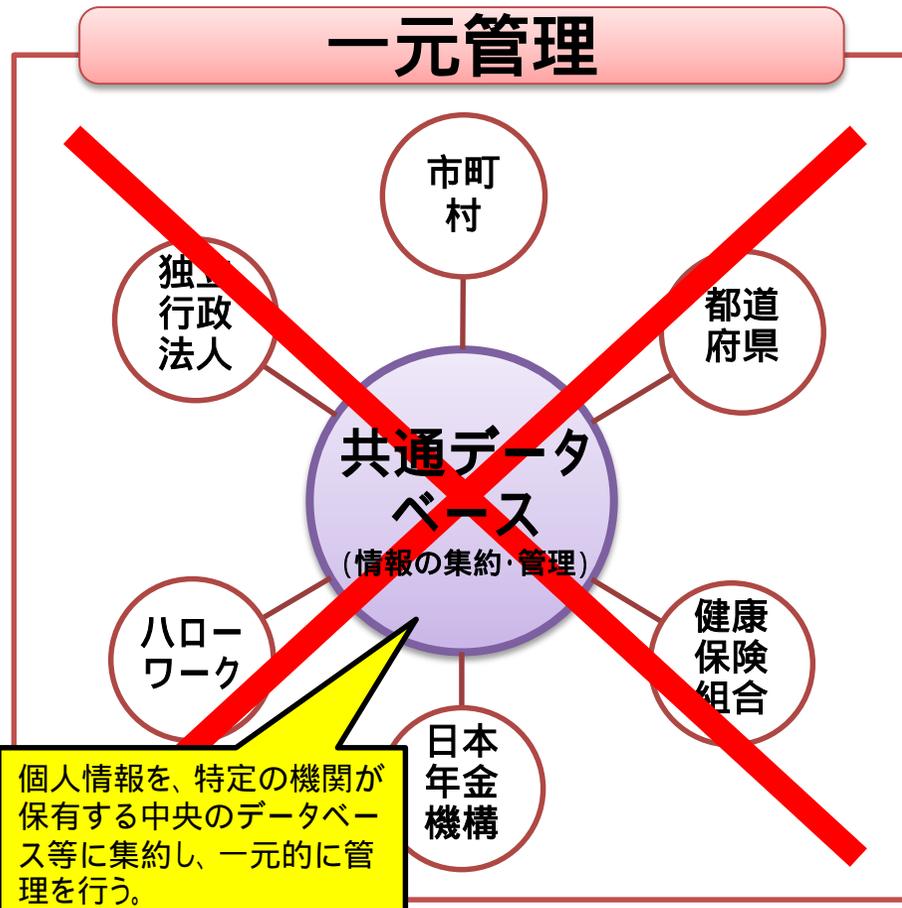
	行為	マイナンバー法の法定刑	同種法律における類似規定の罰則		
			行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法
特定の公務員が対象	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 <u>情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を洩らし、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	-	-	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
	国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員が、 <u>職権を濫用して特定個人情報記録された文書等を収集</u>	2年以下の懲役or100万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	-	-
番号の取扱者が対象	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>正当な理由なく、業務で扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供</u>	4年以下の懲役or200万以下の罰金 (併科されることあり)	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	-	-
	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	-	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
誰でも対象	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等によりマイナンバーを取得	3年以下の懲役or150万以下の罰金	-	-	-
	個人情報保護委員会から命令を受けた者が、個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役or50万以下の罰金	-	6月以下の懲役 or 30万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金
	個人情報保護委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or50万以下の罰金	-	30万以下の罰金	30万以下の罰金
	偽りその他不正の手段によりマイナンバーカードを取得	6月以下の懲役or50万以下の罰金	-	-	30万以下の罰金

マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

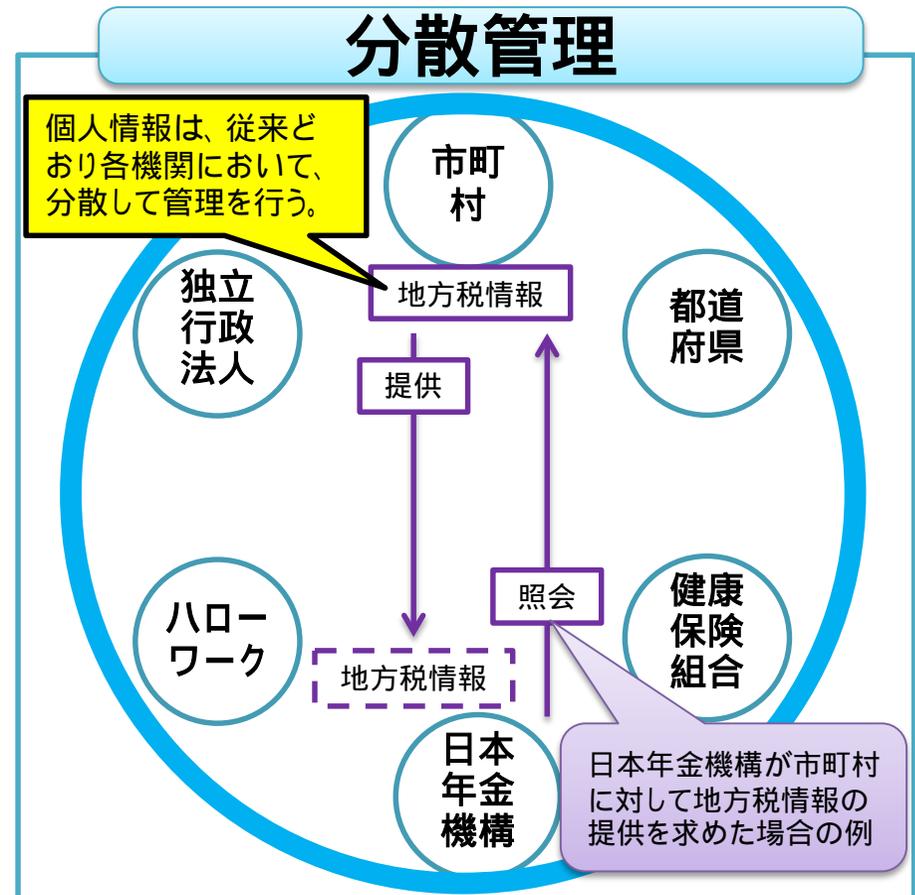
✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる「**一元管理**」の方法をとるもの**ではない**。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるもの○に限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる「**分散管理**」の方法をとるものである。

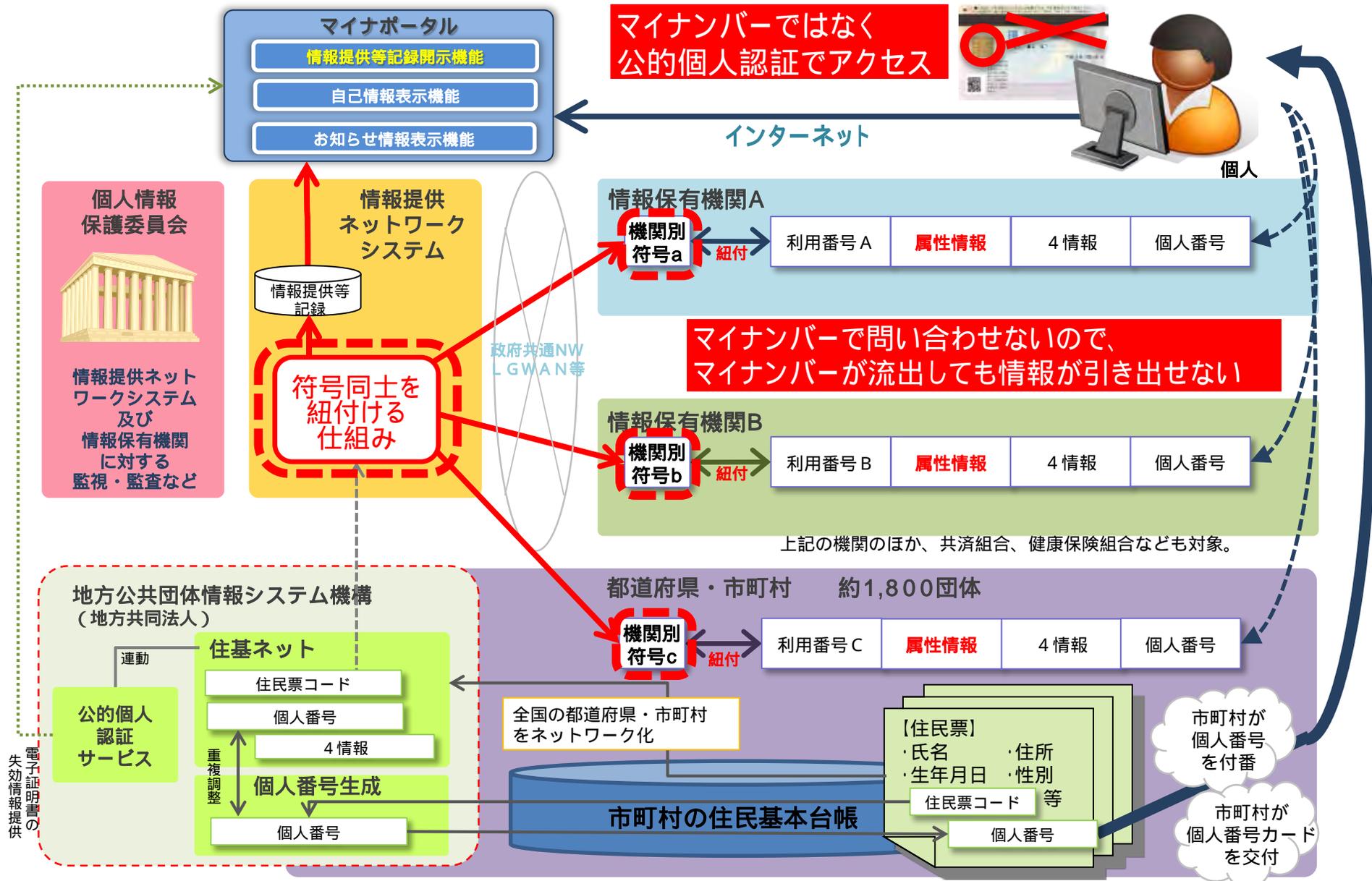
一元管理



分散管理



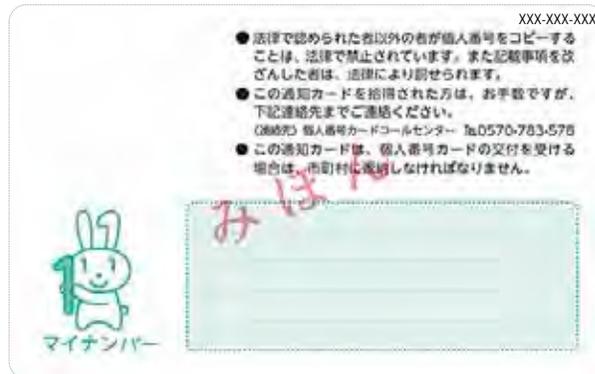
マイナンバー制度における、符号を用いた情報連携



3. マイナンバーカード（個人番号カード）



通知カード



マイナンバーカード(個人番号カード)



- ・紙のカード（写真なし）、個人番号カードを受け取るときには市町村に返還
- ・有効期限はなし
- ・番号の確認のみ可能（別に運転免許証など写真付き身分証明書などが必要）
- ・一般の身分証明書としては使用できない

- ・プラスチック製のカード（写真付き）
- ・初回交付は無料（再発行は原則有料）
- ・有効期限は10年（20歳未満は5年）
- ・番号の確認と身元の確認が1枚で可能
- ・一般の身分証明書として使用可
- ・ICチップを使った様々な便利な機能（自分で設定する暗証番号が必要）

マイナンバーとマイナンバーカード

マイナンバー(個人番号)

- 日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。
- マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の手續に限って利用されます。
 - 取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがあります。
 - マイナンバー法に定める場合を除き、収集・保管は禁止されています。
- 通知カードはマイナンバーをお知らせするものです。
通知カードだけでは本人確認書類としては使用できません。

通知カード



マイナンバーカード(個人番号カード)

- マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カードです。
- マイナンバーの確認と本人確認をこれ1枚で行うことができます。
- ICチップ内に電子的に個人を認証する機能(電子証明書)を搭載しています。
 - 電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しないため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
 - ICチップの空き領域も、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
- 「マイナポータル」へのログインにはマイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカード



- マイナンバーカードの表面は写真入りの身分証明書として、官民間問わず広く利用可能です。
- マイナンバーカードの電子証明書(公的個人認証)の利用には、マイナンバーは使用しません。

マイナンバーカードの3つの利用箇所について

ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー(個人番号)は使用しません

マイナンバーカードの裏面



マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

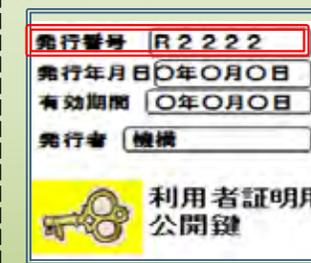
その他(券面情報等)

電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例:金融機関におけるインターネットバンキング等

- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

利用者証明用電子証明書のイメージ



空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例:印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も利用が可
幅広く

マイキー部分



マイナンバーカード（個人番号カード）には、 プライバシー性の高い個人情報は記録されません。



~~マイナンバーカード(ICチップ)には、プライバシー性の高い個人情報が記録されているので、カードを盗まれたり落としたりしたときに情報が漏れるのではないかと心配。~~



マイナンバーカード(ICチップ)に、
プライバシー性の高い個人情報は記録されない。

n マイナンバーカード(ICチップ)に記録されるのは、券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真等)、総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、市町村が条例で定めた事項等、に限られる。

n 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。

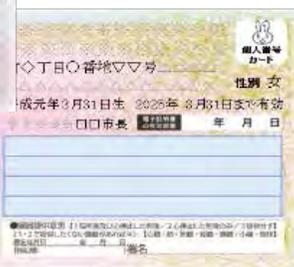
万一、紛失・盗難にあった場合には、
24時間365日コールセンターで対応します。



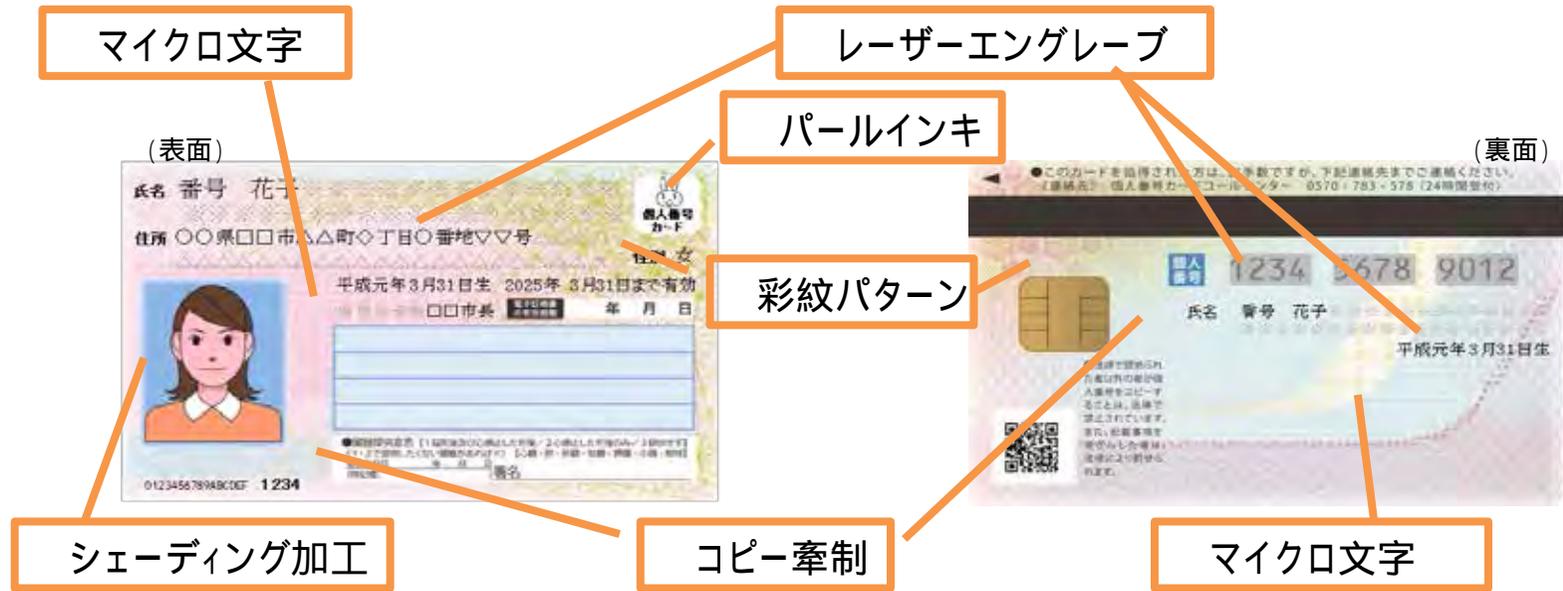
(裏面)
(表面)



マイナンバーカードの様式



マイナンバーカードのセキュリティ（偽造防止）



セキュリティ対策	内容と必要性
パールインキ	見る角度によって2色に変化して見え、配合割合は秘密なので偽変造が困難
コピー牽制	コピー機等で複写した場合、隠れた文字が浮かび上がり、コピーであることが判別できる
シェーディング加工	顔写真のエッジにぼかし加工を施すことで、顔写真の貼り替えが困難に
レーザーエングレーブ	レーザー光でカード基材を黒く変質させることで印字を行い、彫り込まれるので印字が消えにくくなり、しかも偽変造が困難に
マイクロ文字	特定の箇所に通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字を配置することにより、偽造が困難に
彩紋パターン	微細な線やグラデーション等で複雑な模様を背景に施すことにより、偽変造が困難に

職員の労務、健康管理のために出退勤時刻の管理

市職員の
マイナンバーカード所持率

85.4%

(H28.4.1現在)
市外在住者を除く

1

ターミナルにマイナンバーカードをかざすことにより、出退勤受付が行われる。



2

カード忘れ時などは管理PCより出退勤情報修正入力



3

宿直において、在庁舎管理
人事部門において、職員の出退勤情報を照会・サービス残業等のチェック



- 職員の時間管理意識を高める！
- 労務管理、健康管理の徹底！
- 庁舎管理の簡素化！

・株式会社TKCが自社内のセキュリティルームの入退室や個人情報取扱端末の操作の権限の有無の認証に利用

<従来の認証等の方法>

個人情報などの機密情報を取り扱う業務を実施するために高い安全対策を講じている自社内のセキュリティルームへの入退室時の権限の確認や個人情報を取り扱う端末を使用する権限の有無の認証については、社員カードやその都度振り出されるQRコードにより実施していました。

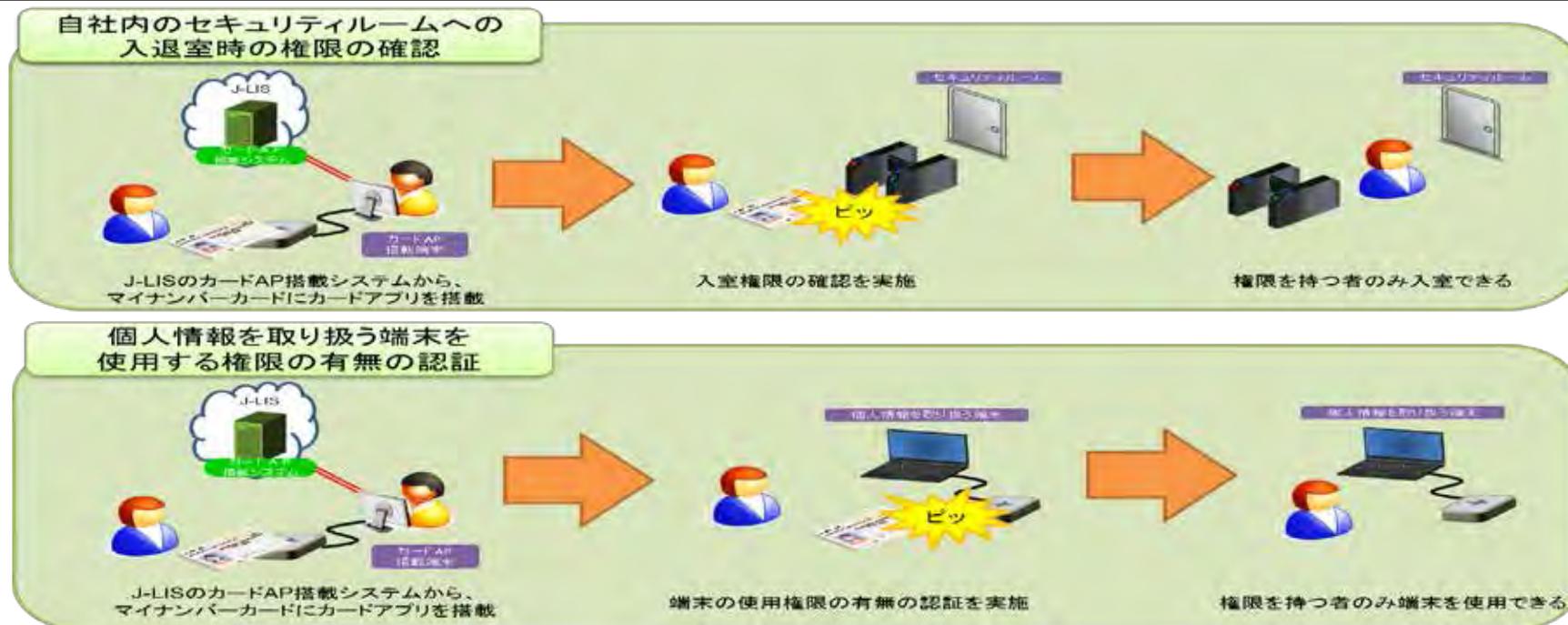
<マイナンバーカード空き領域の利用>

マイナンバーカードに搭載されているICチップの空き領域に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供している標準カードAPを搭載し、以下の事務についてマイナンバーカードにより実施します。

- (1) 自社内のセキュリティルームへの入退室時の権限の確認
- (2) 個人情報を取り扱う端末を使用する権限の有無の認証

<利用開始時期> 2017年夏頃

<利用予定人数> 100名



「コンビニ交付サービス」の普及拡大について

全国のコンビニエンスストア（約50,000）で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、マイナンバーカードの導入に伴い、更なる導入団体の普及拡大を図る。（ ）

コンビニ交付サービス対象人口

	団体	対象人口
平成29年6月15日時点	418	7,575万人
平成29年度末見込み	471	8,134万人

（ ） コンビニ交付サービスの導入促進に関する総務大臣通知(平成28年9月16日)(抄)

「全国各地のコンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスのメリットを、多くの国民に実感していただくためには、全国の市区町村における導入を目指すことが必要と考えておりますので、未導入団体におかれましては、導入に向けた早期かつ積極的な検討をお願いします。」

ワンストップ・カードプロジェクトアクションプログラム(平成28年12月22日)(抄)
「平成29年度から平成31年度までの3年間を集中取組期間として設定し、本アクションプログラムに盛り込まれた市区町村に対する費用負担緩和策等を通じ、コンビニ交付サービス未導入団体の導入促進を行う。新たな目標としては、集中取組期間の最終年度である平成31年度末における実施団体の人口の合計が1億人を超えることを目指すものとする。」



年度別コンビニ交付通数

種別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
住民票	259,500	360,944	432,348	748,120
住記載	228	1,260	2,213	6,310
印鑑	215,581	326,237	393,904	664,150
税	12,478	31,075	46,253	87,051
戸籍	12,433	20,518	24,643	47,196
附票	1,241	2,103	2,951	5,714
合計	501,461	742,137	902,312	1,558,541

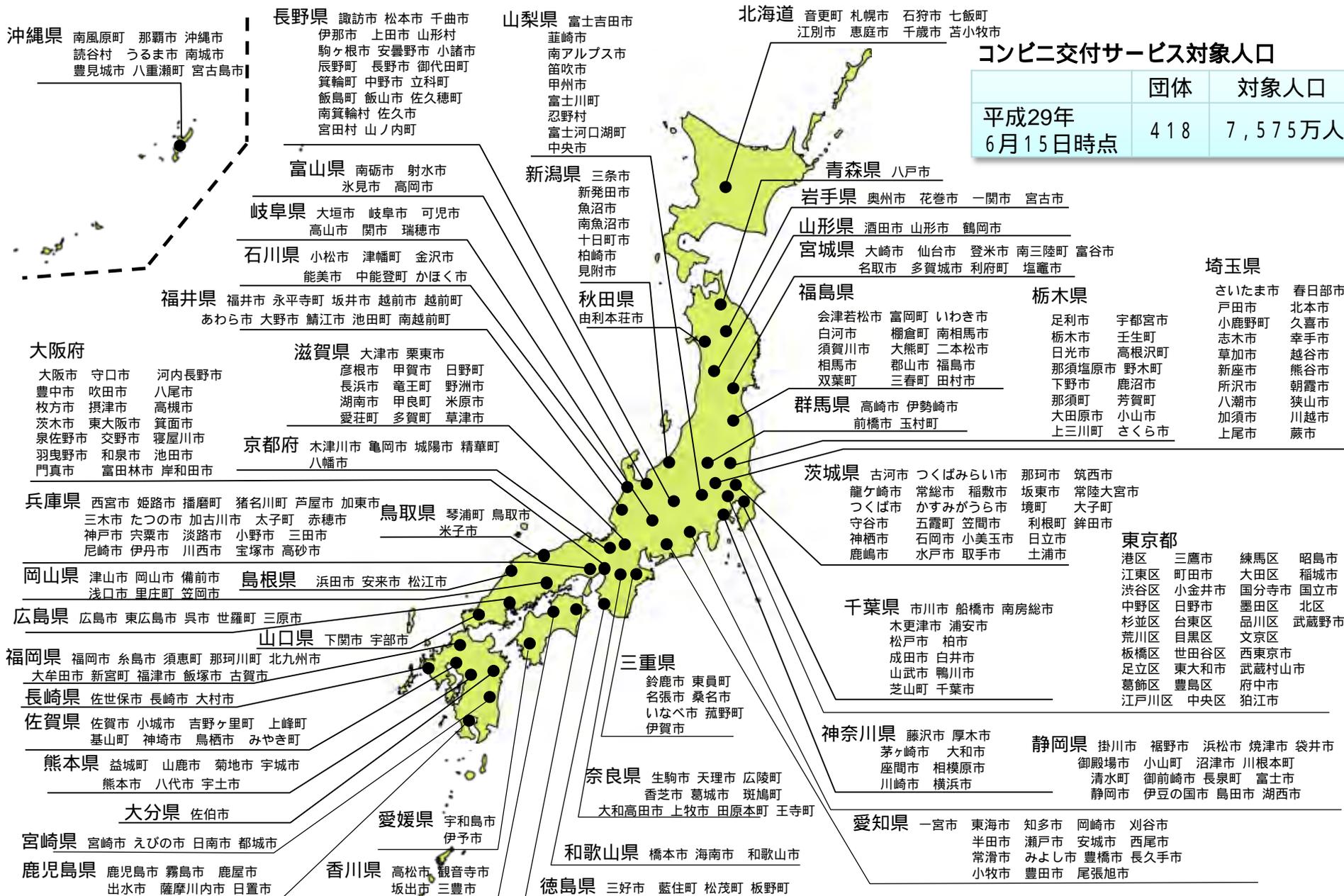
導入のメリット

- 住民の利便性向上 (Improvement of resident convenience)
- 窓口業務の負担軽減 (Reduction of window staff burden)
- 証明書交付事務コストの低減 (Reduction of certificate delivery administrative costs)

いつでも → 早朝から夜(6:30~23:00)まで土日祝日も対応

どこでも → 全国の約50,000店舗で交付を受けられる

コンビニ交付サービスへの市区町村の参加状況



コンビニ交付サービス対象人口

	団体	対象人口
平成29年 6月15日時点	418	7,575万人

沖縄県 南風原町 那覇市 沖縄市
読谷村 うるま市 南城市
豊見城市 八重瀬町 宮古島市

長野県 諏訪市 松本市 千曲市
伊那市 上田市 山形村
駒ヶ根市 安曇野市 小諸市
辰野町 長野市 御代田町
箕輪町 中野市 立科町
飯島町 飯山市 佐久穂町
南箕輪村 佐久市
宮田村 山ノ内町

山梨県 富士吉田市
韮崎市
南アルプス市
笛吹市
甲州市
富士川町
忍野村
富士河口湖町
中央市

北海道 音更町 札幌市 石狩市 七飯町
江別市 恵庭市 千歳市 苫小牧市

富山県 南砺市 射水市
氷見市 高岡市

新潟県 三条市
新発田市
魚沼市
南魚沼市
十日町市
柏崎市
見附市

青森県 八戸市
岩手県 奥州市 花巻市 一関市 宮古市

岐阜県 大垣市 岐阜市 可児市
高山市 関市 瑞穂市

石川県 小松市 津幡町 金沢市
能美市 中能登町 かほく市

山形県 酒田市 山形市 鶴岡市
宮城県 大崎市 仙台市 登米市 南三陸町 富谷市
名取市 多賀城市 利府町 塩竈市

福井県 福井市 永平寺町 坂井市 越前市 越前町
あわら市 大野市 鯖江市 池田町 南越前町

秋田県 由利本荘市

福島県
会津若松市 富岡町 いわき市
白河市 棚倉町 南相馬市
須賀川市 大熊町 二本松市
相馬市 郡山市 福島市
双葉町 三春町 田村市

栃木県
足利市 宇都宮市
栃木市 壬生町
日光市 高根沢町
那須塩原市 野木町
下野市 鹿沼市
那須町 芳賀町
大田原市 小山市
上三川町 さくら市

埼玉県
さいたま市 春日部市
戸田市 北本市
小鹿野町 久喜市
志木市 幸手市
草加市 越谷市
新座市 熊谷市
所沢市 朝霞市
八潮市 狭山市
加須市 川越市
上尾市 蕨市

大阪府
大阪市 守口市 河内長野市
豊中市 吹田市 八尾市
枚方市 摂津市 高槻市
茨木市 東大阪市 箕面市
泉佐野市 交野市 寝屋川市
羽曳野市 和泉市 池田市
門真市 富田林市 岸和田市

滋賀県 大津市 栗東市
彦根市 甲賀市 日野町
長浜市 竜王町 野洲市
湖南市 甲良町 米原市
愛荘町 多賀町 草津市

京都府 木津川市 亀岡市 城陽市 精華町
八幡市

群馬県 高崎市 伊勢崎市
前橋市 玉村町

茨城県 古河市 つくばみらい市 那珂市 筑西市
龍ヶ崎市 常総市 稲敷市 坂東市 常陸大宮市
つくば市 かすみがうら市 境町 大子町
守谷市 五霞町 笠間市 利根町 鉾田市
神栖市 石岡市 小美玉市 日立市
鹿嶋市 水戸市 取手市 土浦市

東京都
港区 三鷹市 練馬区 昭島市
江東区 町田市 大田区 稲城市
渋谷区 小金井市 国分寺市 国立市
中野区 日野市 墨田区 北区
杉並区 台東区 品川区 武蔵野市
板橋区 目黒区 文京区
板橋区 世田谷区 西東京市
足立区 東大和市 武蔵村山市
葛飾区 豊島区 府中市
江戸川区 中央区 狛江市

兵庫県 西宮市 姫路市 播磨町 猪名川町 芦屋市 加東市
三木市 たつの市 加古川市 太子町 赤穂市
神戸市 宍粟市 淡路市 小野市 三田市
尼崎市 伊丹市 川西市 宝塚市 高砂市

鳥取県 琴浦町 鳥取市
米子市

岡山県 津山市 岡山市 備前市
浅口市 里庄町 笠岡市

島根県 浜田市 安来市 松江市

広島県 広島市 東広島市 呉市 世羅町 三原市

山口県 下関市 宇部市

福岡県 福岡市 糸島市 須恵町 那珂川町 北九州市
大牟田市 新宮町 福津市 飯塚市 古賀市

長崎県 佐世保市 長崎市 大村市

佐賀県 佐賀市 小城市 吉野ヶ里町 上峰町
基山町 神埼市 鳥栖市 みやき町

熊本県 益城町 山鹿市 菊地市 宇城市
熊本市 八代市 宇土市

大分県 佐伯市

愛媛県 宇和島市
伊予市

宮崎県 宮崎市 えびの市 日南市 都城市

鹿児島県 鹿児島市 霧島市 鹿屋市
出水市 薩摩川内市 日置市

香川県 高松市 観音寺市
坂出市 三豊市

三重県
鈴鹿市 東員町
名張市 桑名市
いなべ市 孤野町
伊賀市

奈良県 生駒市 天理市 広陵町
香芝市 葛城市 斑鳩町
大和高田市 上牧市 田原本町 王寺町

和歌山県 橋本市 海南市 和歌山市

徳島県 三好市 藍住町 松茂町 板野町

千葉県 市川市 船橋市 南房総市
木更津市 浦安市
松戸市 柏市
成田市 白井市
山武市 鴨川市
芝山町 千葉市

神奈川県 藤沢市 厚木市
茅ヶ崎市 大和市
座間市 相模原市
川崎市 横浜市

静岡県 掛川市 福野市 浜松市 焼津市 袋井市
御殿場市 小山町 沼津市 川根本町
清水町 御前崎市 長泉町 富士市
静岡市 伊豆の国市 島田市 湖西市

愛知県 一宮市 東海市 知多市 岡崎市 刈谷市
半田市 瀬戸市 安城市 西尾市
常滑市 みよし市 豊橋市 長久手市
小牧市 豊田市 尾張旭市

住所地と本籍地が異なる場合でも戸籍証明書の取得が可能に（導入を推進）

住所地と本籍地が異なる場合における戸籍証明書等の交付方法

Before (郵送請求による場合)

< 交付を受けるために必要な物 >

本人確認書類の写し、交付手数料、
請求書、送付用封筒、返信用封筒、切手など

請求書の記入

請求書等の送付

記入した請求書等を本籍地あてに郵送する。

請求書の審査

本籍地の戸籍担当者は請求書の内容を確認する。
問題なければ、戸籍証明書等を交付する。

戸籍証明書等の発送

本籍地の戸籍担当者は交付した戸籍証明書等を
請求者に発送する。

ここまでの手続きが**毎回必要**

戸籍証明書等の受取り

負担大



After (コンビニ交付による場合)

< 交付を受けるために必要な物 >

マイナンバーカード、交付手数料

利用登録申請

キオスク端末申請とインターネット申請の両方に対応。

利用者登録

本籍地の戸籍担当者は申請情報を確認する。
問題なければ、利用者登録を行う。

ここまでの手続きは**初回のみ**

負担小

戸籍証明書等の交付 (2回目以降はここから)

コンビニに設置されている端末を操作して、
交付した戸籍証明書等を受取る。



導入のメリット

- ・初回のみ利用登録申請が必要だが、以降は不要となるため、請求者の負担が大幅に軽減される。
 - ・郵送請求に比べて、戸籍証明書等の受取りまでに要する期間が大幅に短縮される。
- < 参考 > 郵送請求: 1 ~ 2週間 コンビニ交付: 初回のみ利用者登録のため数日 (2回目以降は随時)

マイナンバーカードを活用した利活用将来像 (マイナンバーカード利活用推進ロードマップ(H29.3)に基づき作成)

証明書のコンビニ交付

- 自治体窓口で取得していた住民票の写しや戸籍等の証明書が、全国のコンビニなどで取得可能に。



ワンストップサービス

- 子育て関係の続行手続き、引越や死亡等についても自宅などからオンラインで一括手続きが可能に。



チケットレスサービス

- イベント会場への入場時に活用するとともに、不正転売を防止。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会での活用も検討。



地域経済を応援

- マイナンバーカード1枚で自治体ポイントなど様々なサービス利用が可能に。
- 民間ポイントを交換し、商店街等で活用。



官民様々なサービス基盤との連携

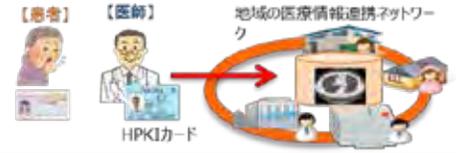
インターネットバンキング

- マイナンバーカードでログイン、残高照会などが可能に。



医療・健康情報へのアクセス

- 地域医療ネットワーク内で参照していた医療データを、全国で参照可能に。



医療保険の資格確認

- 医療機関の窓口で、マイナンバーカードをかざし、オンラインで保険資格を確認。



災害時の避難指示・見守り

- 自分に合った防災情報を取得でき、自治体も住民の避難状況を把握可能に。

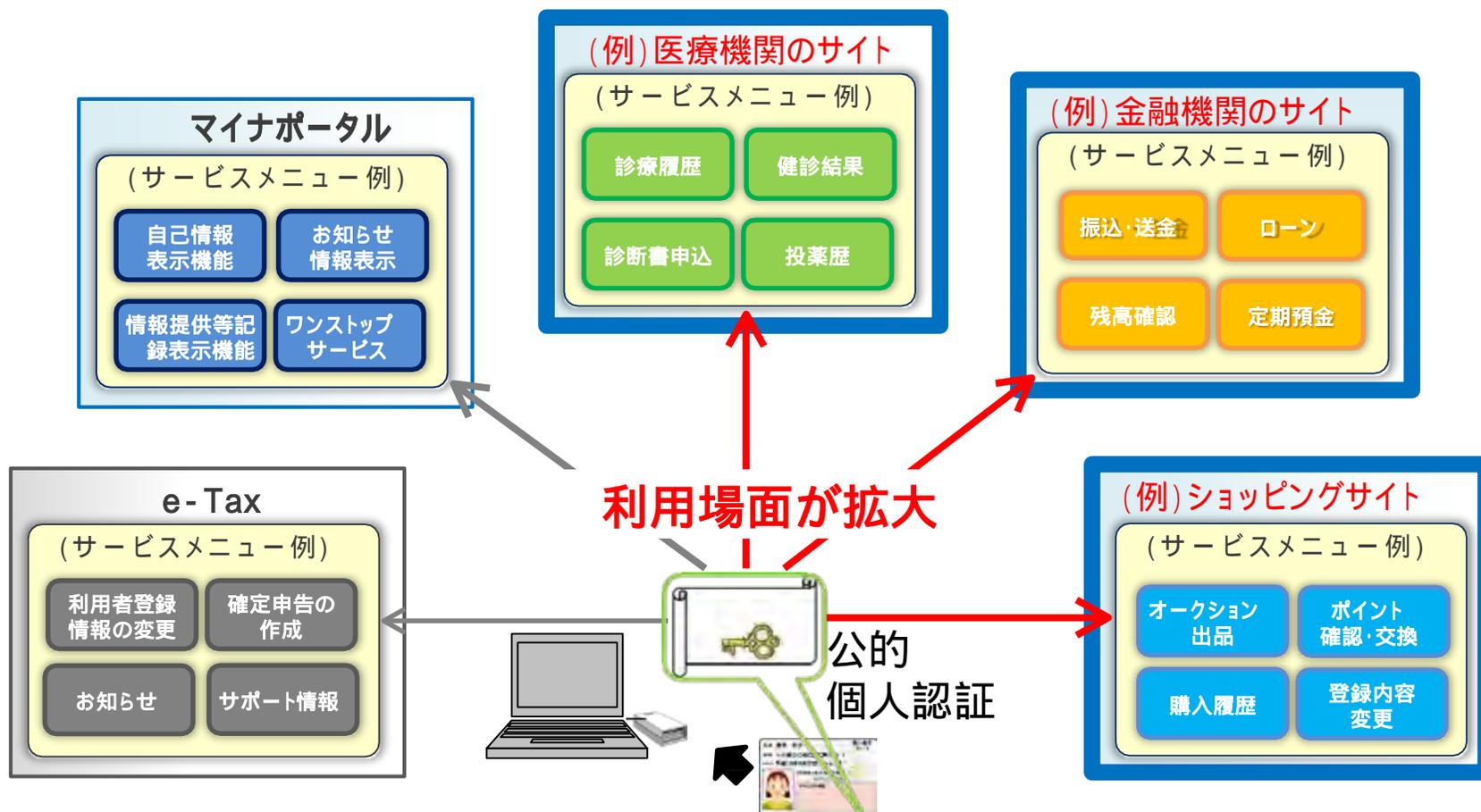


住民の利便性向上、生産性向上等

地域経済活性化、好循環拡大

公的個人認証サービスの民間拡大について

- l e-Taxなど行政機関等の手続に限られていた公的個人認証サービスを、民間企業の様々なサービスに利用が可能に
- l ネットバンクやネットショッピングにおいて、安価で迅速な **顧客登録(アカウント開設)時の本人確認**、ID・パスワードに比べ格段にセキュリティーの高い **ログイン時のユーザー確認**、**顧客情報変更の把握** などが可能



・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズがサービス提供事業者として実施

<従来の本人確認の方法>

従来、MVNOの音声SIMのパッケージの購入時、利用者（購入者）は、係員同伴のもと、販売代理店の店舗においてマイページから購入申込みを行っていました。その際、係員は携帯電話不正利用防止法で定められた本人確認書類の確認を行い、利用者は本人確認書類の画像等を手間と時間をかけながら事務センターにアップロードしていました。

MVNO：Mobile Virtual Network Operatorの略で、携帯電話などの無線通信インフラを他社から借り受けてサービスを提供する事業者のこと

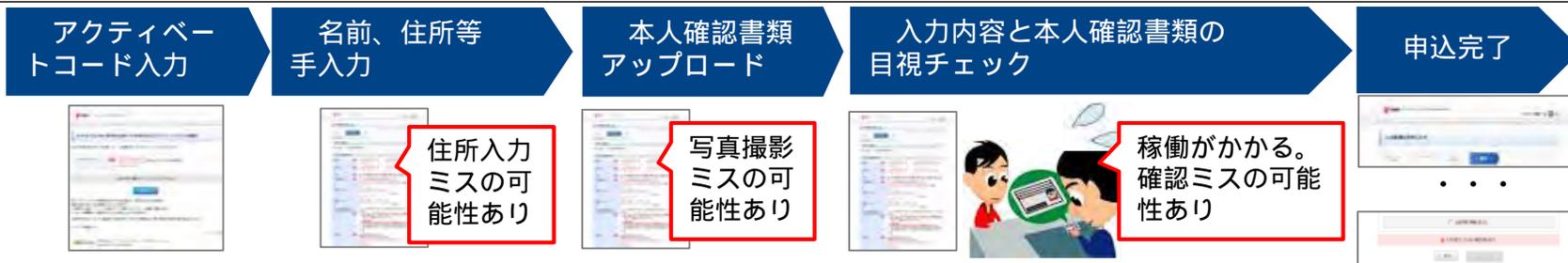
<公的個人認証サービスの利用>

今後、マイナンバーカードの普及に伴い、「本人確認書類 = マイナンバーカード」の比率が増えることが想定されるため、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズの公的個人認証サービスを利用した本人確認のサービスを利用することで、以下のとおり本人確認の自動化を行います。本人確認の自動化により、以下の効果が期待できます。

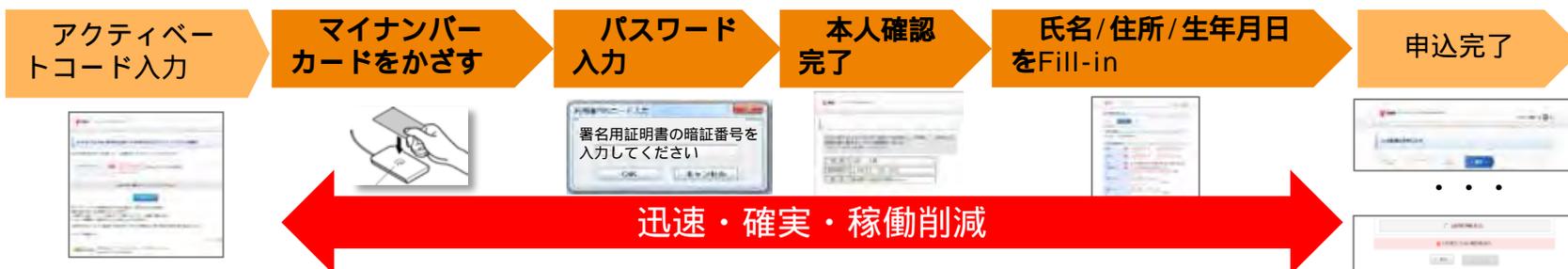
- (1) 販売代理店におけるお客様対応時間の短縮（対応できないことで逃がしていたお客様が減る）
- (2) 本人確認の法的義務の確実な実行（店舗等でのチェックミスが無くなる）
- (3) お客様による住所等の記載ミスが無くなる（本人確認書類とのアンマッチが無くなる）

<サービス開始日> 2016年11月28日 ヨドバシカメラマルチメディアAkiba・梅田でサービス実施中

<現状>



<導入後>



・GMOグローバルサインがプラットフォーム事業者、GMOクリック証券がサービス提供事業者として実施

2016年1月から所得税法等により、新規顧客又は住所変更等を行う既存顧客については、個人番号の収集が義務化されており、犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が求められます。

< 公的個人認証サービスの利用 >

各根拠法に準拠する形かつ業務の効率化及び顧客利便性の向上を目指し、GMOグローバルサインの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスを利用します。

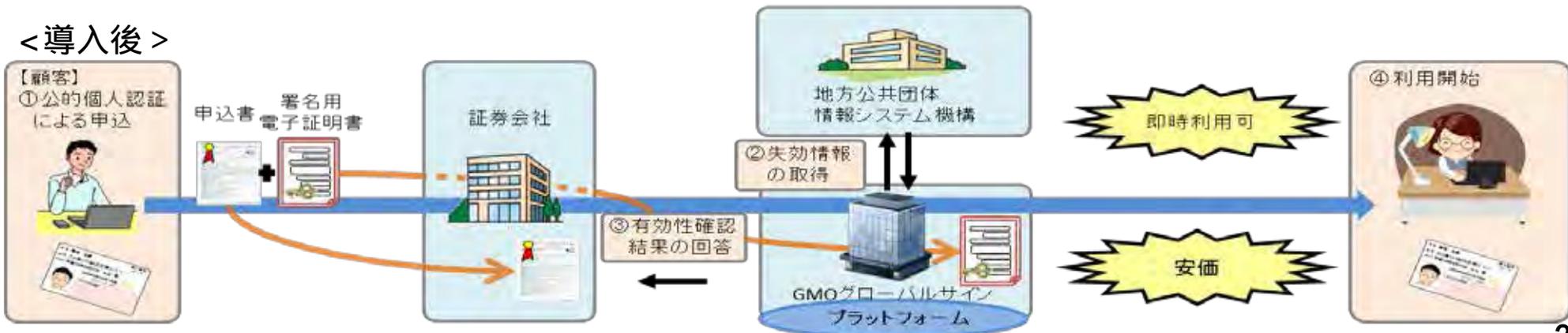
公的個人認証サービスを利用することで、郵送や追加の本人確認書類が不要なためオンライン完結かつ即時取引開始が可能になるメリットがあります。

< サービス開始日 > 2016年11月26日

< 現状 >



< 導入後 >



- ・NTTデータがプラットフォーム事業者、エスクロー・エージェント・ジャパンがサービス提供事業者として実施
- 現状では、人的な確認や複写（COPY）による証跡等により本人確認を行っていますが、決して利便性の高いものとは言えません。また、今後、金融取引だけではなく不動産取引を始め、増加が見込まれる非対面によるネット取引市場において、取引当事者が在宅のままで取引を完結させるためには、この本人確認とその法律行為の意思確認をすべてインターネットで完結することは大きな課題でありました。

< 公的個人認証サービスの利用 >

NTT データの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスにより、利用者の認証と本人確認を実施し、犯罪による収益の移転防止に関する法律で定められる本人確認記録の自動生成を行います。
これにより対面、非対面を問わず、本人確認をオンライン上で実施することが可能となり利便性の向上が見込まれます。

< サービス開始日 > 2016年7月27日 ユーザ利用開始日：2016年12月1日

< 現状 >

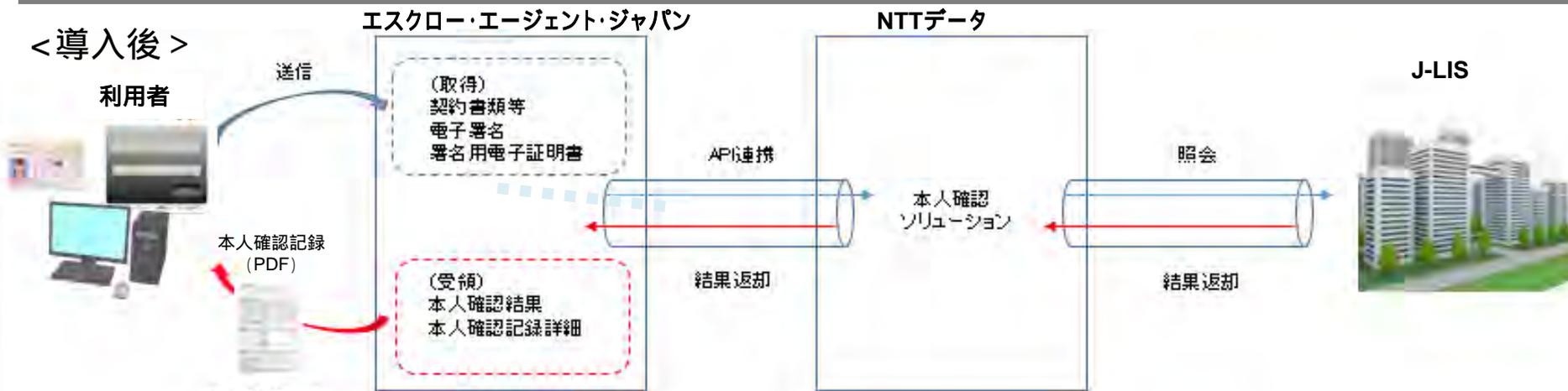
対面による
本人確認



本人確認書類の
写しの郵送による提出



< 導入後 >



・凸版印刷がプラットフォーム事業者、三菱東京UFJ銀行がサービス提供事業者として実施

<従来の住宅ローンの契約の方法>

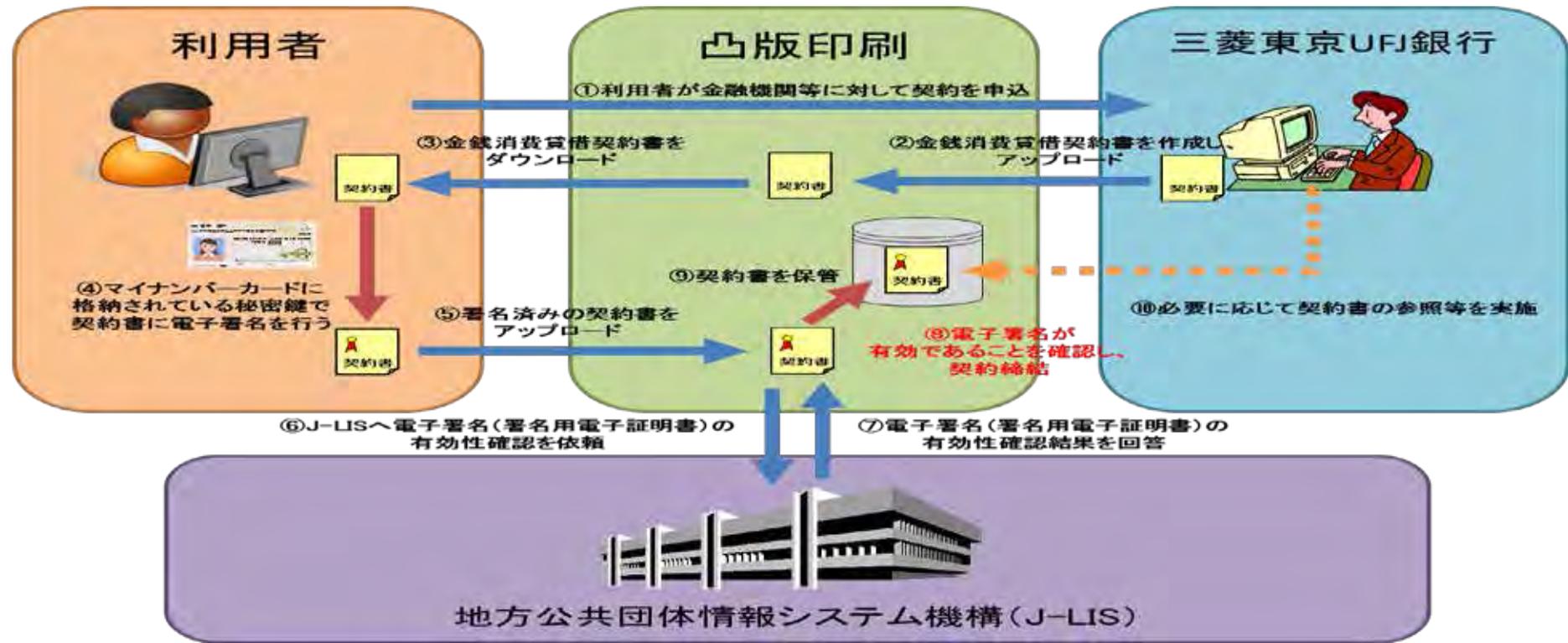
従来、住宅ローンの契約手続きにあたっては、契約書の紙面への記入や実印の押印、収入印紙の貼付などを銀行へ来店の上実施する必要があり、契約者に負担が生じていました。

<公的個人認証サービスの利用>

今後、凸版印刷が提供する住宅ローン等の金銭消費貸借契約を電子的に行うことのできるプラットフォームサービスの導入により、自宅のパソコンからペーパーレスで住宅ローン契約手続きが可能となり、次のとおり契約者の負担が軽減されます。

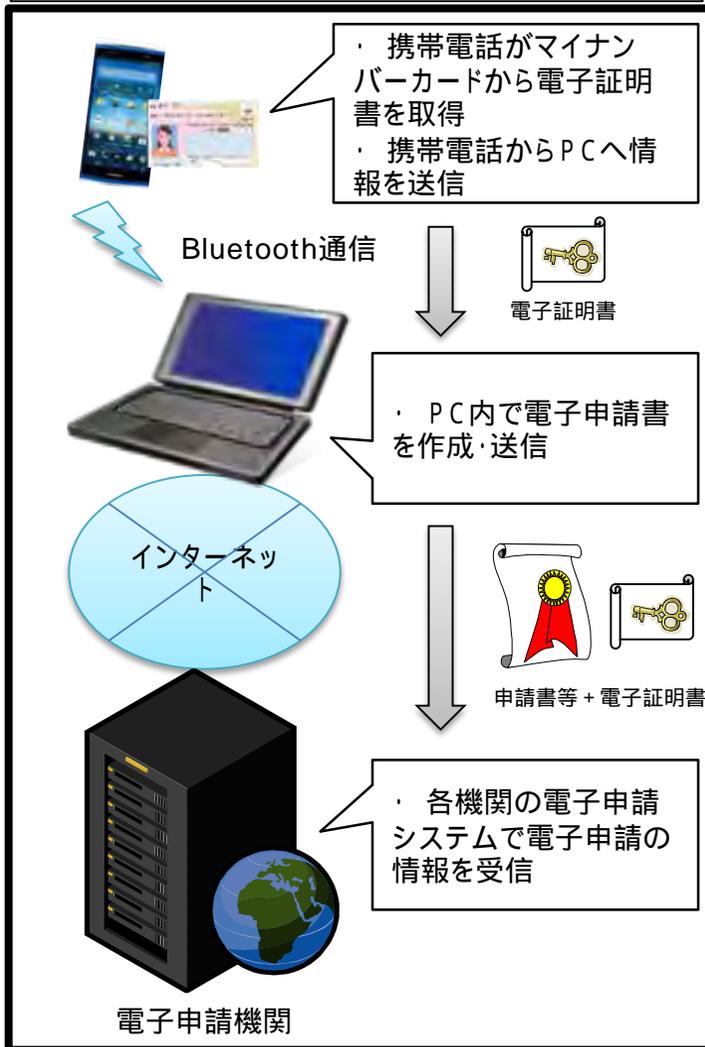
- (1) 自宅のパソコンで手続きが完結するため、銀行への来店の必要がなくなる
- (2) ペーパーレスのため、収入印紙の貼付や実印の押印などの必要がなくなる

<サービス開始日> 2017年4月下旬 三菱地所レジデンス、東急リバブルと協働で開始予定



携帯電話を利用した公的個人認証サービスの活用方法

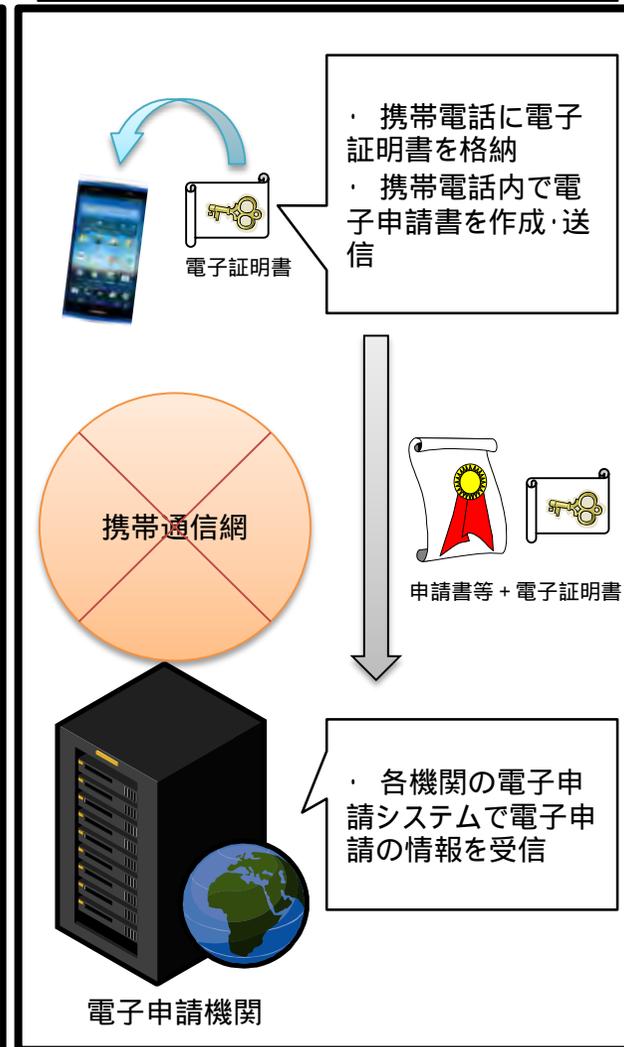
【方式1】携帯電話をICカードリーダーとして使用し、携帯電話とPCを連携させる



【方式2】携帯電話がICカードリーダーとPCの役割を担う



【方式3】携帯電話に電子証明書等を格納し活用する



方式3については、市町村窓口で携帯電話に電子証明書を格納するための制度面・運用面の検討や、携帯機器事業者との調整等を行っており、平成31年中の実現目指している。

マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンについて

- マイナンバーカードの電子証明書情報の読み取りに対応したスマートフォンが登場。
- 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が、基準に適合した対応スマートフォンを順次公表。

 <p>ドコモスマートフォン AQUOS EVER SH-02J (H28.11.4発売)</p>	 <p>auスマートフォン AQUOS U SHV37 (H28.11.18発売)</p>
 <p>ドコモスマートフォン arrows F-01J (H28.12.2発売)</p>	 <p>auスマートフォン AQUOS SERIE mini SHV38 (H29.2.3発売)</p>
 <p>ソフトバンクスマートフォン AQUOS Xx3 mini (H29.2.3発売)</p>	 <p>ドコモスマートフォン arrows F-04J (H29.2.7発売) (H29.3現在)</p>

スマートフォンの
背面にかざす



マイナンバー
カード

**H29.6月末時点
13機種(予定含む)**

【想定される利用シーン】

インターネットバンキングへのログイン、残高照会等

インターネットバンキングのログイン時にマイナンバーカードをスマートフォンで読み取って認証

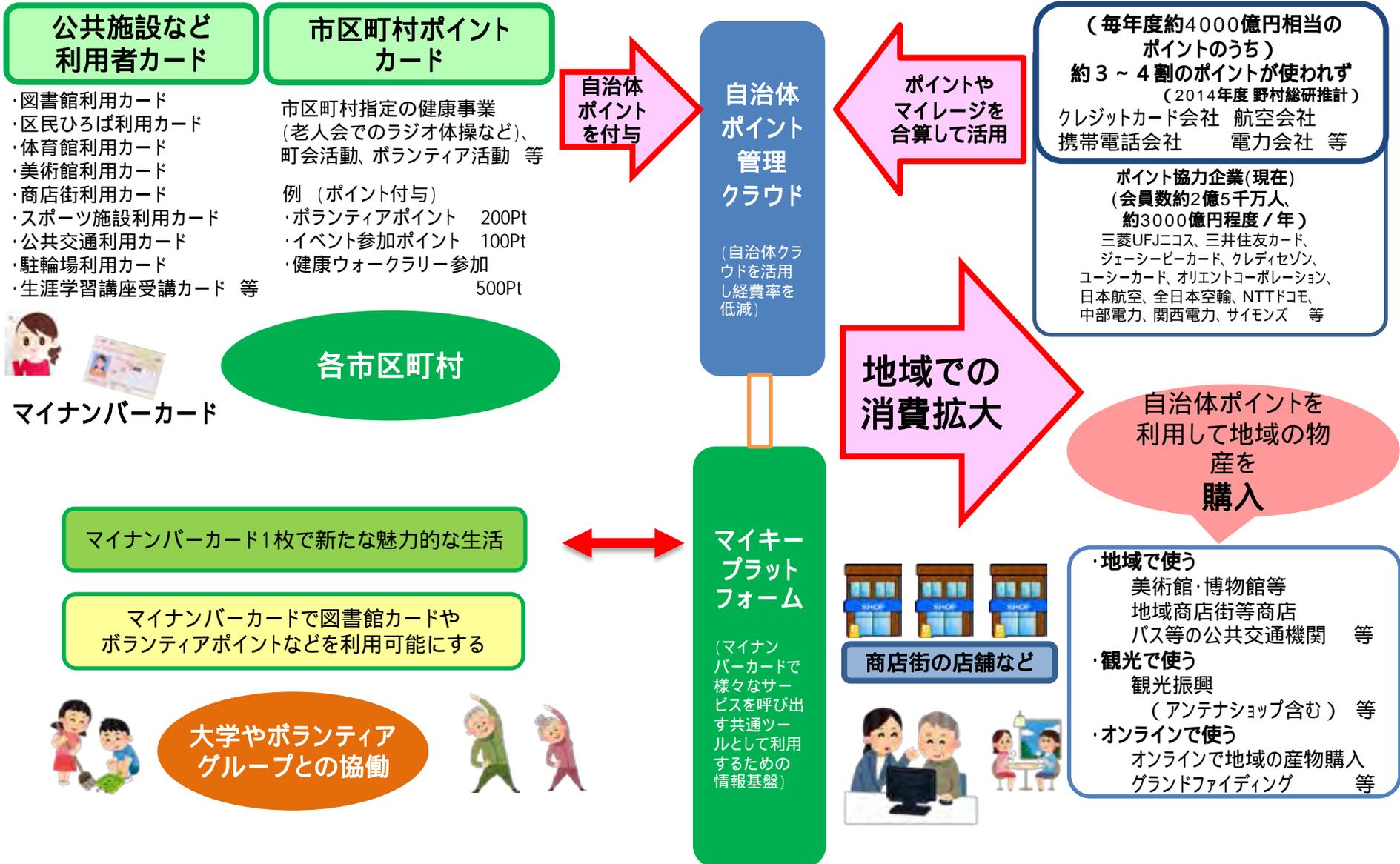


マイナポータルへのアクセス

マイナポータルへのログインや子育て関連手続などの申請時の電子署名をスマートフォンから可能に



地域経済応援ポイントの導入等による消費拡大方策



4. マイナポータル



マイナポータルとは

- 1 | マイナポータルとは、国民等が利用者となり、国、地方公共団体、医療保険者などの行政機関などでの**自分の情報の利用状況や情報自体の確認、行政機関などからのお知らせの確認**ができるほか、**民間事業者による送達サービスや社会保険料・税金などの公金決済サービス**等とのシステム上の連携の検討も進められている、官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ、拡張可能性の高い**インターネット上のWEBサービス**です。
- 1 | 現時点で、マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下を予定しております。

情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる
自己情報表示 (あなたの情報)	行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認できる
お知らせ	行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できる
民間送達サービスとの連携	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる
子育てワンストップサービス	地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができる
公金決済サービス	マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができる
もっとつながる (外部サイト連携)	外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります

マイナポータルのメインメニュー



A 子育てワンストップサービス

サービスの検索やオンライン申請をすることができます。

B 自己情報表示(あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができますようになります。

D 代理人メニュー

本人に代わって代理人がマイナポータルを利用できます。

E よくある質問 問い合わせ登録

操作方法に関するFAQを確認したり、問い合わせができます。

F 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

G 利用履歴表示

マイナポータルの操作履歴を表示し確認することができます。

H 他のウェブサイトとの連携 (もっとつながる)

他のウェブサイトを登録することで、マイナポータルから他のウェブサイトへのログインが可能となります。

子育てワンストップサービスで便利になること

- ・ サービス検索機能によって、自分にぴったりのサービスを検索できます。
- ・ 利用者は役所に出向くことなくオンライン申請が可能となります。
- ・ 忘れてしまいがちな手続きもプッシュ型通知でお知らせします。

1

かんたん検索

手続きに必要な書類を確認

現状



導入後



住民 個々の状況に合わせて、必要なサービスが検索できるようになる

自治体 窓口での住民への説明の手間を減らすことができるようになる

2

かんたんオンライン申請

自宅のパソコン等から手続きを申請



住民 いつでも手続のオンライン申請ができるようになる

自治体 書面様式から手入力でシステムへ投入する手間が削減できる

3

プッシュ型通知

現況届の提出が近くなったらお知らせ



住民 確認や提出忘れを防ぐことができる

自治体 書類作成や郵送コストを削減できる

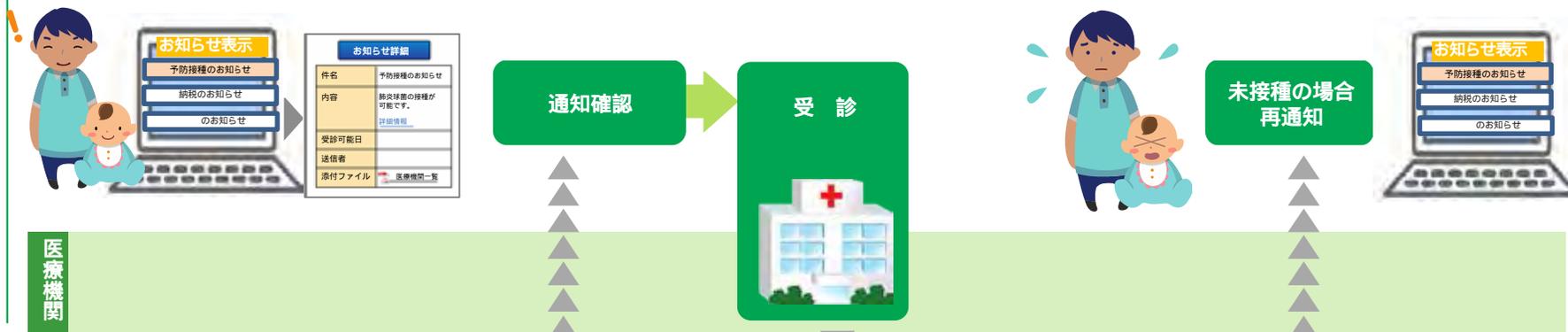
例えば・・・予防接種のお知らせ

予防接種の受診もれを防ぐ、便利なお知らせ通知。

行政機関から予防接種のお知らせを受け取ることができます。

未接種の場合には受診漏れを防止するため、行政機関から再度予防接種のお知らせが届く場合があります。

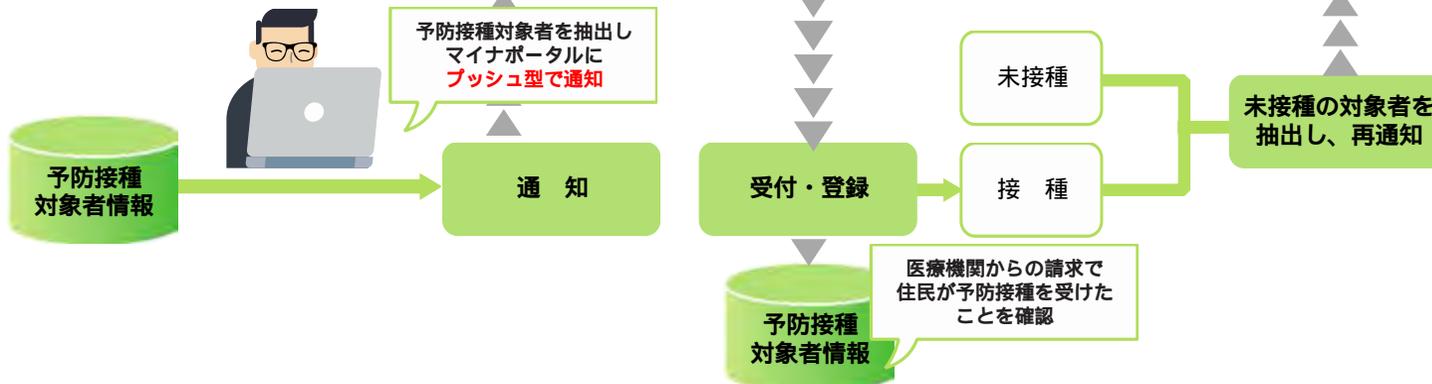
住民



医療機関

行政

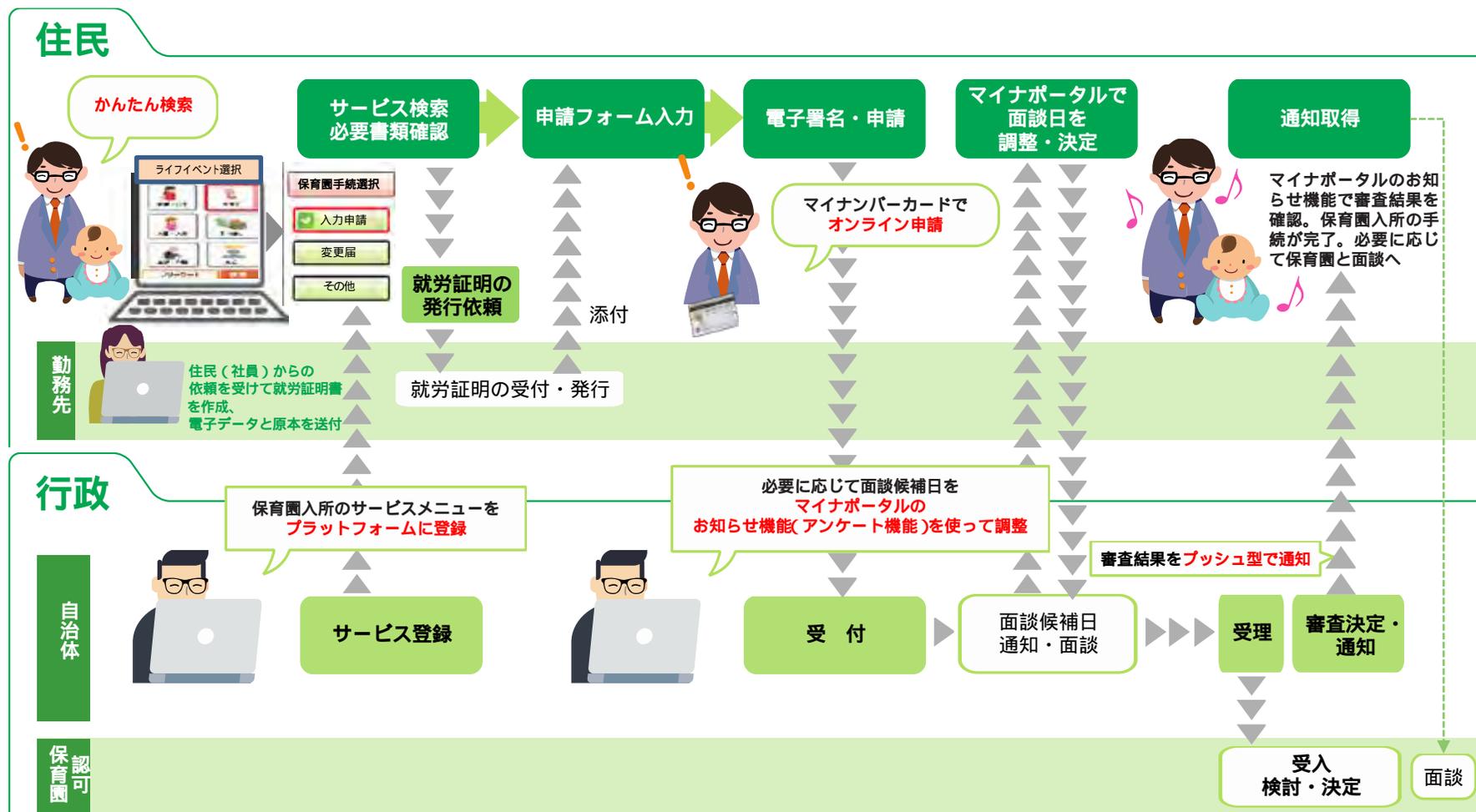
自治体

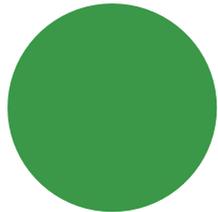


例えば・・・認可保育園への入所申請の流れ

保育園入所申請を行うことができます。

電子申請機能により、認可保育園への入所申請が、簡単になります。





例えば・・・児童手当の現況届の流れ

簡単に現況届の提出が可能に。

電子申請機能により、現況届の提出が簡単になります。
紙媒体の削減にもつながります。

住民



行政



マイナポータル（サービス検索）と「LINE」の連携イメージ（現時点案）

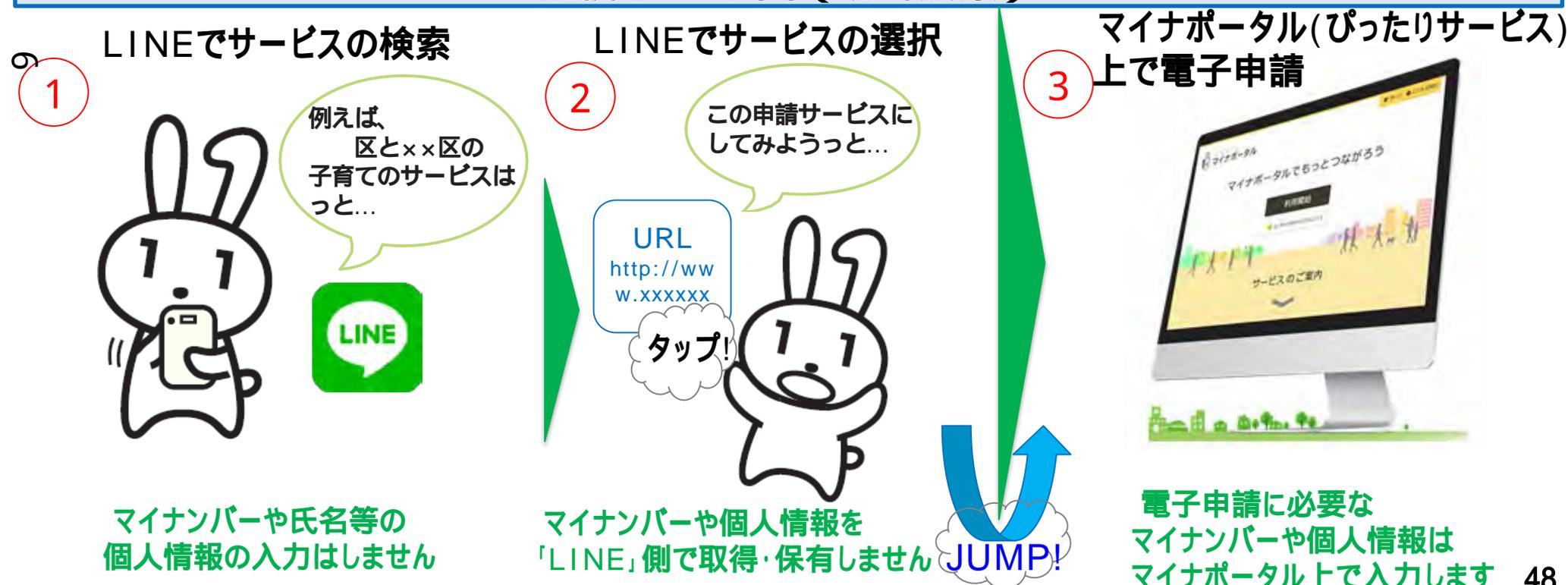
サービス検索用の公式アカウント、「マイナちゃん」とのメッセージのやり取りを通じてマイナンバーや氏名等の個人情報を入力することなく、子育てに関する行政サービスを検索し、利用者の希望に合ったマイナポータル（ぴったりサービス）の電子申請用のURLを表示します。

URLをタップすると「LINE」からマイナポータル（ぴったりサービス）にジャンプ（「LINE」からは完全に離れます）して、マイナポータル（ぴったりサービス）上で電子申請を行います。

「LINE」との連携は、平成29年中の開始を予定しています。

電子申請に必要なマイナンバーや個人情報を、「LINE」側で取得したり、「LINE」側が保有することはありません。

連携イメージ図（現時点案）



マイナポータル の 運用スケジュール

平成29年1月16日に一部機能の先行稼働を開始。
平成29年7月18日の情報連携の試行運用に併せ、
マイナポータル・子育てワンストップサービスも試行運用を開始。

【リリーススケジュール】

稼働スケジュール	主なサービス	概要
平成29年1月16日 一部機能を先行稼働	利用者フォルダ	ü マイナポータルを利用する際に使用するフォルダ開設機能
	e-TAXとの認証連携 (もっとつながる)	ü 認証連携を通じてe-TAXとのシームレスな操作を実現する機能
平成29年7月18日 試行運用 (情報連携試行運用 開始日と同時)	情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	ü 情報保有機関にて照会・提供された国民等利用者の情報提供等記録を確認する機能
	自己情報表示 (あなたの情報)	ü 情報保有機関の保持する特定個人情報を表示する機能
	お知らせ情報表示	ü 情報保有機関が国民等利用者向けに個人番号利用事務に関する情報を配信する機能
	子育てワンストップ サービス	ü ワンストップサービスによって、自分にぴったりのサービスを検索して、自治体にオンラインで申請する機能
	公金決済サービス	ü マイナポータルのお知らせ通知機能を活用し、ネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができる機能
平成29年秋頃～ 本格運用 (情報連携本格運用 開始時期と同時)		

5. 法人番号



法人番号の指定・通知・公表

1. 法人番号の指定

国税庁長官は、次の法人等に対して法人番号を指定する（番号法39 ）。

国の機関

地方公共団体

会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人（設立登記法人）

～ 以外の法人又は人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなるもの

～ 以外の法人又は人格のない社団等であって、個別法令で設立された国内に本店を有する法人や国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書・届出書等の書類を提出する者など一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの

➤ 法人番号は1法人に対して1番号のみ指定され、法人の支店や事業所等には指定されない（個人事業者にも指定されない）。

■ 法人番号の生成

設立登記法人については、法務省から提供される12桁の会社法人等番号を基に13桁の法人番号を生成。

設立登記法人以外の法人等については、国税庁で独自に13桁の法人番号を生成。

2. 法人番号の通知

国税庁長官は、法人番号を書面により法人等に通知する（番号法39 ）。

➤ 設立登記法人については、登記上の本店所在地に通知書を送付。

3. 法人番号等の公表

国税庁長官は、法人番号の指定を受けた者（法人番号保有者）の 商号又は名称、 本店又は主たる事務所の所在地及び 法人番号（基本3情報）をインターネット上（国税庁法人番号公表サイト）で公表。

ただし、人格のない社団等は、あらかじめその代表者又は管理人の同意が必要（番号法39 ただし書）。

➤ 法人番号は、広く一般に公表され、個人番号（マイナンバー）と異なり、利用範囲に制約がなく自由に利用可能。

■ 情報の提供

行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の基本3情報の提供を求めることができる（番号法40 ）。

基本3情報は、政府共通ネットワークを通じ、法人番号情報提供サイトで提供（公表不同意の人格のない社団等の情報も提供）。



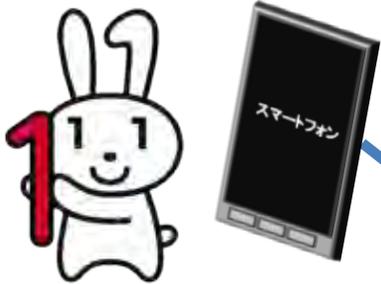
法人番号は、どなたでも利用可能で、インターネット上で公表します。

国税庁法人番号公表サイトの特徴

法人情報を番号・名称・所在地で検索
法人情報のダウンロード機能
Web-API機能（システム間連携インタフェース）



マルチデバイス対応
パソコンからの利用に加えて、
タブレット、スマートフォン
からも利用可能



検索機能

- ｜ あいまい検索
- ｜ 絞り込み検索
- ｜ 五十音順、都道府県別の並び替え

データダウンロード機能

- ｜ 月末時点のすべての最新情報
- ｜ 日次の更新情報
- ｜ データ形式はCSV、XML

Web-API機能

企業等のシステムから法人情報を直接取得するためのインタフェースの提供

国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録について

1. 国税庁が発番機関として登録されることにより利用可能となるコード

(ポイント)

国際的な流通(電子商取引等)において、唯一かつ無償の企業コードとして利用可能。

(コード体系のイメージ)



2. 法人番号が共通の企業コードとして活用された場合に期待される効果・活用例

(効果)

- ・企業コードのメンテナンス(商号・所在地等の変更)負荷の低減
- ・企業間の受発注に関する電子情報交換において各会社独自の企業コードを自社コードへ変換する負荷の低減
- ・入手しやすい無償の共通の企業コードの提供により、中小企業も電子商取引に参入しやすくなり、業界全体の電子商取引の普及促進及び効率化

(活用例)

- ・企業間取引(電子商取引)における企業コードとしての利用
- ・電子タグなどの自動認識メディア(非接触技術を用いたICチップ)の識別子の中で活用される企業コードとしての利用

3. 国税庁が発番機関登録した国際標準規格

- ・ UN/EDIFACTデータエレメント3055【国連が運営】、ISO/IEC 6523-2【ISOが運営】
電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格
- ・ ISO/IEC 15459-2【ISOが運営】
商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格

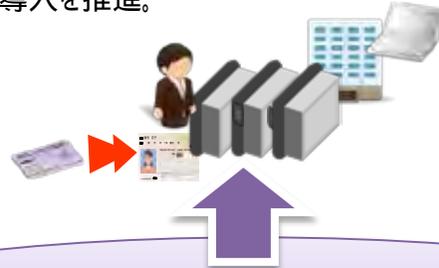
6. 參考資料



身分証等としての利用

公務員等や民間企業の職員証・社員証

- 機関ごとに作成していた身分証等（職員証・社員証等）についてマイナンバーカードの利用でコスト削減が可能に。
（入館ゲート等にマイナンバーカードをかざして、入退管理）
- 平成28年4月から国家公務員等の職員証として利用開始。同年11月に地方公共団体の職員証や民間企業の社員証、入退館証としての利活用検討を要請したところであり、引き続き導入を推進。



（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、
内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局）

民間企業における本人確認書類としての活用を
促進するとともに、官民における職員証・社員証・
入退館証としての導入を推進

本人確認手段として活用

- マイナンバーカードは基本4情報（氏名、住所、生年月日及び性別）が記載された顔写真付きの公的な身分証。
- 官民の本人確認を要する場面における本人確認書類として利用可能。
- 平成27年11月には電気通信事業関係団体に対し本人確認手段として利用可能な旨を周知。平成28年11月には経済団体に対し本人確認手段としての利活用検討を要請。平成29年以降も引き続き活用を働きかけ。
（内閣府番号制度担当室・総務省自治行政局）



マイナンバーカード等への旧姓併記など 券面記載事項の充実

- 希望する者のマイナンバーカード等に旧姓を併記する。
- 平成30年度以降速やかに施行できるよう、平成28年から住民基本台帳法施行令等の改正作業やシステム改修等の準備を進めている。
（総務省自治行政局）



行政サービスにおける利用

カードの多機能化の推進（行政サービスにおける利用）

- 地方自治体における独自利用として、一部の自治体で印鑑登録証や図書館カードとしての活用を実施。
- 引き続き各自治体における利用を促進するとともに、マイキープラットフォームを構築して、公立図書館（1,350自治体）の図書館カードとしての活用や、地域産物等購入への地域経済応援ポイント活用等の実証を実施。

（総務省自治行政局・地域力創造グループ）



住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付

- これまでは自治体窓口で取得していた住民票や戸籍等の証明書が、最寄りのコンビニで取得可能に。
- 平成28年12月に取りまとめた「アクションプログラム」に基づき、未導入団体の参加を促進し、平成31年度末時点での実施自治体の人口合計について1億人超を目指す。

（総務省自治行政局）



住民票の写し等のコンビニ交付や図書館利用など行政サービスでの利用とともに、マイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入を推進。さらに、政府調達での利用や海外における公的個人認証機能の継続利用に向け検討

海外における継続利用

- 海外においても各種官民サービス等が利用可能となるよう、平成31年度中の実現に向け、海外転出後の公的個人認証機能継続に関する公的個人認証法の改正を検討。

（総務省自治行政局）



電子委任状を活用した電子調達

- 政府調達において、企業の代表者から委任を受けた担当者が、マイナンバーカード等を用いて入札書や契約書に電子署名を行った場合に、その者の権限を証明する「電子委任状」の普及を促進。
- 平成29年通常国会に電子委任状の普及促進に関する法案を提出するとともに、その結果を踏まえてマイナンバーカードと電子委任状に対応した電子調達システムの開発に着手し、平成29年度末以降の利用を図る。

（総務省情報通信国際戦略局・情報流通行政局・行政管理局）

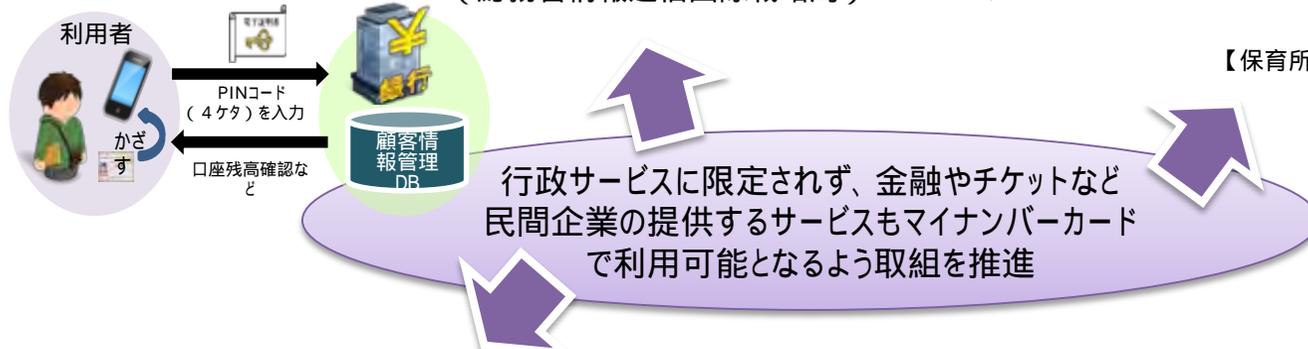


民間サービスにおける利用

インターネットバンキングへの認証手段

- これまでは金融機関ごとにID、パスワードを設定し利用していたが、マイナンバーカードとPINコードで利用可能に。
- マイナンバーカードをかざしてログイン、口座残高照会など。
- 群馬銀行の協力の下、平成29年5月頃から、ログイン・口座残高照会へのマイナンバーカード活用実証を実施。その結果も踏まえ、平成30年以降、JPKIを活用した認証の仕組みの実用化を図る。

(総務省情報通信国際戦略局)

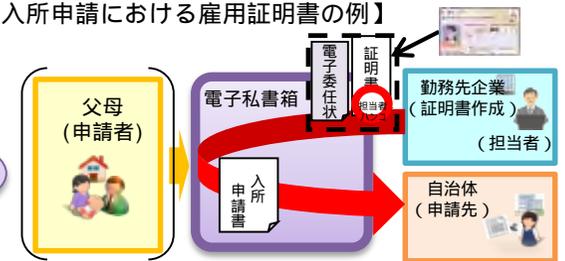


電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化促進

- 企業の代表者から委任を受けた担当者がマイナンバーカード等を用いて証明書や契約書に電子署名を行った場合に、その者の権限を証明する「電子委任状」の普及を促進。
- 平成29年通常国会に電子委任状の普及促進に関する法案を提出するとともに、同年5月頃から、群馬県前橋市、兵庫県神戸市、香川県高松市の協力の下、雇用証明書を用いた実証実験を実施し、平成30年以降の実用化を図る。

(総務省情報通信国際戦略局)

【保育所入所申請における雇用証明書の例】



医療・健康情報へのアクセス認証手段

- これまで地域医療ネットワーク内で参照していた患者の医療データを、患者の同意を確認した上で、全国で参照可能に。
- 医師が医療データにアクセスする際の患者本人の同意取得手段として公的個人認証サービスを活用。
- 患者など本人の認証に関する群馬県前橋市での取組成果も踏まえ、平成29年春頃から、医師が医療データにアクセスする際に、患者本人の同意取得の手段として公的個人認証サービスを活用するとともに、地域医療ネットワーク間の相互参照に医療等IDを活用する実証実験を開始し、平成30年以降の地域における実用化を図る。

(総務省情報流通行政局・情報通信国際戦略局)



民間サービスにおける利用

イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止

- これまでは紙のチケットや身分証明書を提示して入場する必要があったが、これに加えて、マイナンバーカードと紐付けることにより不正転売を抑制。
- 買った本人がマイナンバーカード（SIMカード等に電子証明書を搭載したスマートフォン）でイベント会場等に入場。
- 平成29年5月頃から、マイナンバーカードを活用したチケット適正転売のためのシステム実証を実施し、平成30年以降の実用化を図る。

（総務省情報通信国際戦略局）

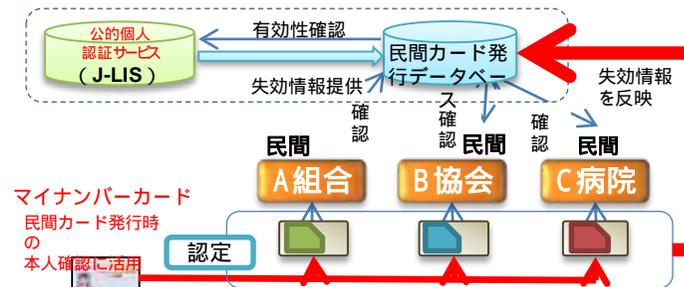


行政サービスに限定されず、金融やチケットなど民間企業の提供するサービスもマイナンバーカードで利用可能となるよう取組を推進

官民の認証連携推進

- これまで民間事業者によるサービス利用者の現況把握には限界があったが、ID管理が確実に。
- 民間の団体等が、マイナンバーカードの公的個人認証サービスと連携して、会員の構成員等の現況を把握・反映することで、IDの信頼性を向上。
- 平成29年7月を目途に検討結果を取りまとめ、平成30年以降に必要な法制度を検討。

（総務省情報通信国際戦略局）



東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理・ボランティア管理との連携

- これまでは紙のチケットや身分証明書を提示して入場する必要があったが、マイナンバーカードによる入場時の本人確認やボランティアを含む適正な入場管理が可能になることを目指し、関係者との検討・協議を進める。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で、マイナンバーカード（SIMカード等に電子証明書を搭載したスマートフォン）によるチケットレス化やセキュリティ面での活用の可能性を含め、観客への販売、入場管理での連携を検討する。また、ボランティアの会場への入退場の管理についても協議を進める。
- 平成29年中に（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との検討・協議を進め、同年10月頃からIoTおもてなしクラウドを活用した実証実験とも連携。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて競技会場への実装の可能性を検討する。

（総務省情報通信国際戦略局）

民間サービスにおける利用

医師資格 (HPKI) との連携

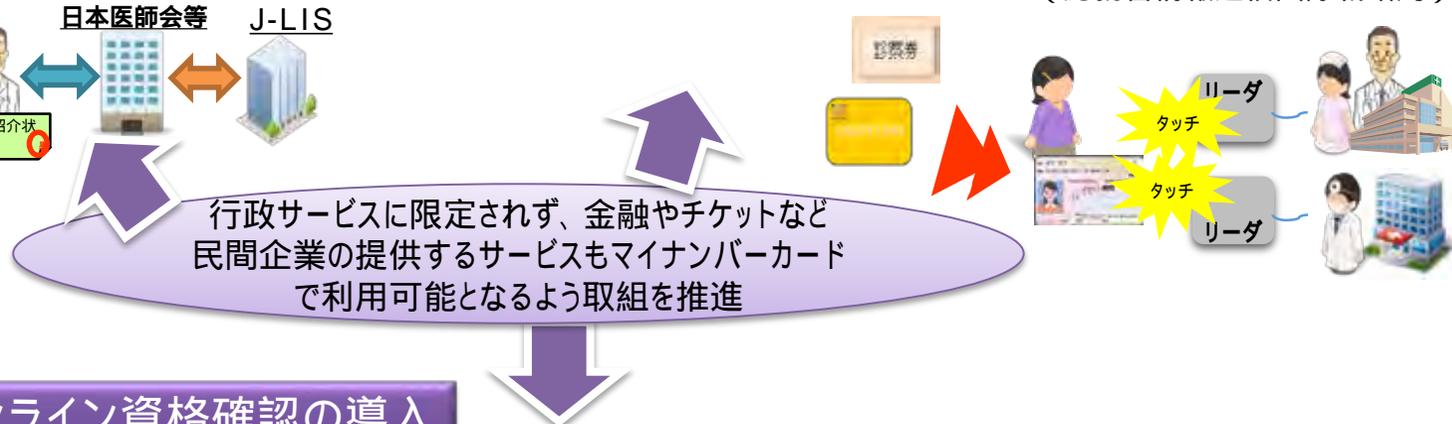
- これまでは医師の死亡などをリアルタイムに把握できなかったが、医師の本人確認を確実に実施。
- 医師が、HPKIカード（電子医師資格証）の発行申請の際にマイナンバーカードで電子署名。
- 群馬県前橋市におけるHPKIとJPKIの利用拡大に関する日本医師会と（一社）ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構との検討状況も踏まえ、平成29年5月頃から、HPKIカードとの連携について実証実験を実施し、平成30年以降の地域における実用化を図る。
（総務省情報通信国際戦略局）



カードの多機能化の推進 （民間サービスにおける利用）

- これまでは利用するサービスごとに異なるカードを持参する必要があったが、マイナンバーカード1枚で様々なサービスの利用が可能に。
- クレジットカードや診察券など、様々なカードの機能をマイナンバーカードでも活用可能となるよう検討。
- 群馬県前橋市などの医療関係者の協力の下、平成29年5月頃から、共通診察券として利用するための実証実験を実施し、医療等IDや既存の患者IDの在り方も踏まえつつ、平成30年以降の地域や各業界での実用化を図る。

（総務省情報通信国際戦略局）



医療保険のオンライン資格確認の導入

- これまでは紙やカードタイプの保険証を確認していたが、オンラインで保険資格を確認でき、資格過誤の抑制が可能に。
- 医療機関の窓口で、マイナンバーカードをかざして、オンラインで保険資格を確認。
- 平成29年度から、厚生労働省において医療保険のオンライン資格確認システムの開発に着手し、平成30年度から段階的に運用を開始、平成32年に本格運用の開始を図る。

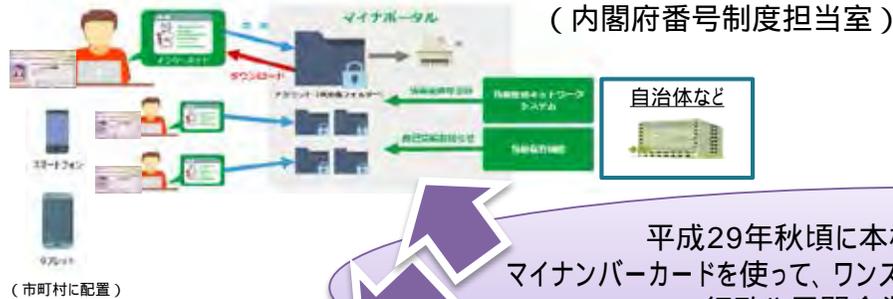
（厚生労働省保険局）



マイナポータル の 利便性向上

マイナポータル の 利用環境整備

- 税・社会保障に関する自らの情報そのものや行政機関等の中でのやりとりをオンラインで確認可能に。
- マイナンバーカードでログインし、行政機関等が持つ自分のマイナンバーを含む個人情報や、そのやりとり履歴の確認が可能に。
- 平成29年1月からアカウント開設が始まり、同年7月から情報確認が可能に。市町村配置端末やスマートフォンからの利用環境も順次整備。



官民のオンラインサービスとの連携

- これまで各機関のサイトに個別にアクセスし、別々のID・パスワードでログインする必要があったが、マイナポータルからシングルサインオンでアクセス可能に。
- マイナンバーカードでログインし、自らが選択した官民のオンラインサービスと認証連携。
- 平成29年1月からe-Taxと連携（マイナポータルからシームレスにe-Taxのメッセージボックス等の確認が可能）開始、順次、ねんきんネットや金融機関サイト等に拡大。



平成29年秋頃に本格運用開始予定のマイナポータルで、マイナンバーカードを使って、ワンストップでの子育て関連手続の申請・届出のほか、行政や民間企業からのお知らせの受け取りなど、官民のオンラインサービスをワンストップで利用可能にする取組を推進。

子育てワンストップサービス

- これまで自治体窓口で個別に出向いて行う必要のあった手続が、自宅などからオンラインで可能に。
- マイナポータルで市区町村の子育て関連手続を検索し、マイナンバーカードで電子署名を付して申請。
- 平成28年12月に取りまとめた「アクションプログラム」に基づき、全市区町村での参加を促進し、平成29年秋頃のマイナポータル本格運用開始に併せて、全市区町村で順次サービス提供を開始する。



公金決済サービス

- これまで各自治体のサイトにアクセスし、納付書を基に納付手続を行う必要があったが、マイナポータルのお知らせからシームレスにアクセスし納付することが可能に。
- マイナンバーカードでログインし、自治体からの公金納付依頼（お知らせ）に対してペイジー又はクレジットカードでオンライン決済。
- 平成29年秋頃のマイナポータル本格運用開始に併せて、自治体のオンライン公金決済サービスと連動予定。



マイナポータル の 利便性向上

引越や死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス

- これまで自治体窓口や公共機関等に個別に連絡する必要があったが、自宅などからオンラインで一括手続きが可能に。
- マイナポータルの機能を活用し、引越や死亡等に伴う変更情報を、自らが選択した機関に一括して届出できるなど、利便性の高いスキームを検討。
- 平成29年度内に実現に向けた方策を取りまとめ、平成30年以降、可能なものから順次実現。（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）



平成29年秋頃に本格運用開始予定のマイナポータルで、マイナンバーカードを使って、ワンストップでの子育て関連手続の申請・届出のほか、行政や民間企業からのお知らせの受け取りなど、官民のオンラインサービスをワンストップで利用可能にする取組を推進。

医療費通知を活用した医療費控除の簡素化

- これまで、医療機関等の領収書の収集 電子申告では領収書のデータ入力をするなどが必要だったが、今後は医療保険者の医療費通知を証明書として申告手続を行うことを可能に。
- これにより 領収書の収集を簡素化できる。さらに、電子申告ではマイナポータル上で医療費通知を確認できるようにし、e-Tax上の申告書にその内容を転記可能となり、データ入力などの手間を簡素化できる。
- 平成29年度内にシステム開発を行い、平成30年1月以降、実施可能な保険者等から段階的に開始。（厚生労働省保険局）



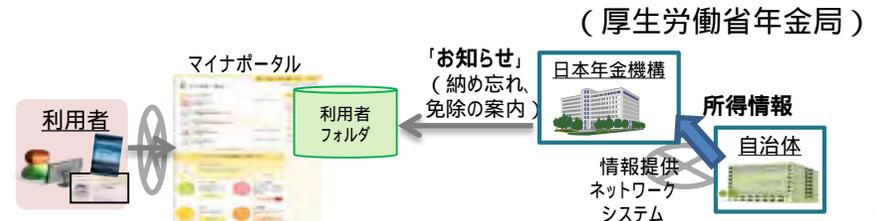
ふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化

- これまで寄附金控除適用のためには、ふるさと納税をした自治体からの受領書を添付する必要があったが、当該自治体からオンラインで受け取るふるさと納税受領金額等の通知を電子申告に活用可能に。
- マイナポータルを利用して受け取るふるさと納税受領金額等の通知を添付して、e-Taxで確定申告。
- 平成29年度から法制度（地方税法）の検討及びシステム整備を行い、平成31年1月以降できる限り速やかにサービス開始。（総務省自治税務局）



国民年金保険料の免除該当者等に対する情報提供の強化

- これまで紙などで行っていた国民年金保険料の免除該当者等への案内がオンラインでも可能に。
- マイナポータルの「お知らせ」機能で、国民年金保険料が未納である旨や免除申請が可能である旨を案内。
- 平成29年度以降、実施予定。（日本年金機構の情報連携時期未定）



アクセス手段の多様化

スマートフォンでの読み取り

- スマートフォンでマイナンバーカードの電子証明書を読み取り、電子申請・Webサイトへのログインが可能に。
- 平成28年11月以降、ドコモ・au・ソフトバンクから対応スマートフォン^(注)を順次発売。平成29年以降、対応製品の拡大や対応サービス（アプリ）の導入を推進。

(注) シャープ製AQUOS(ドコモ、au、ソフトバンク)
富士通製arrows(ドコモ)

(総務省自治行政局・情報通信国際戦略局)



スマートフォンのSIMカード等への搭載

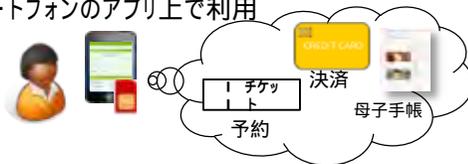
- マイナンバーカードが手元になくても、スマートフォンだけで本人確認やログインが可能に。
- 平成29年3月にSIMカード等へのダウンロードに関する技術実証が終了。平成31年中の実用化に向け公的個人認証法の改正を検討。

(総務省自治行政局・情報通信国際戦略局)

活用例) マイナンバーカードの代わりにスマートフォンをタッチ



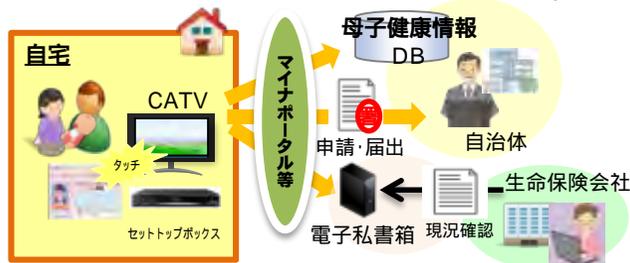
活用例) スマートフォンのアプリ上で利用



CATVからのアクセス

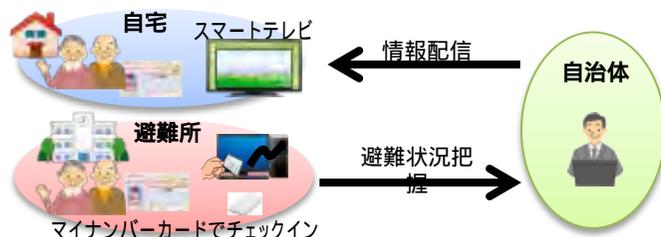
- これまではパソコンやスマートフォンなど高齢者には操作しづらい場合もあったが、ケーブルテレビ画面で見やすく、リモコン等で操作可能に。
- マイナンバーカードで、自宅のケーブルテレビから、マイナポータルなど様々なサービスを利用。
- 岩手県葛巻町や富山県南砺市、高知県南国市での取組状況^(注)も踏まえ、平成29年5月頃から、ケーブルテレビ経由でマイナンバーカード読み取りを可能とする新たな技術実証を実施し、平成30年12月を目的に、スマートフォン等を活用したマイナンバーカード対応STBについて、一部事業者において導入に着手する。(総務省情報通信国際戦略局)

(注)
・富山県南砺市は、平成28年4月に母子健康手帳・お薬手帳サービスを実用化。
・岩手県葛巻町及び高知県南国市は、平成29年度中を目的に見守りサービスや電子お薬手帳サービスの実用化を目指す。

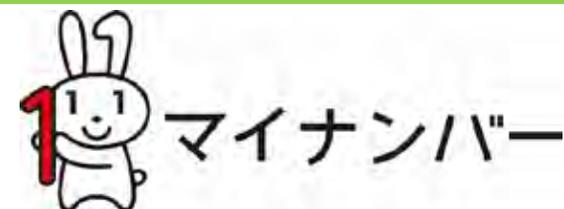


デジタルテレビからのアクセス

- これまでは一律の防災情報が表示されていたが、自分に合った防災情報を取得でき、自治体も住民の避難状況等を把握可能に。
- マイナンバーカードを使って、自宅のスマートテレビから、自分に合った防災・見守り情報を取得。(自治体は住民の避難状況などを把握可能)
- 平成27年9月にスマートテレビ経由での公的個人認証サービスの活用を推進する一般社団法人を設立。平成29年1～2月に北海道西興部村、徳島県美波町において実施した実証実験の結果も踏まえ、実用化に向けた検討を行う。(総務省情報通信国際戦略局)



マイナンバー総合フリーダイヤル



「通知カード」「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。



マイナンバー
0120-95-0178 (無料)

間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分に注意してください

平日 9:30 - 20:00 土日祝 9:30 - 17:30 (年末年始12月29日～1月3日を除く)

一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

- ・ マイナンバー制度、マイナポータルに関すること 050 - 3816 - 9405
- ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」に関すること 050 - 3818 - 1250

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・ マイナンバー制度、マイナポータルに関すること 0120 - 0178 - 26
- ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」に関すること 0120 - 0178 - 27